

**世羅町**  
**第3次障害者基本計画及び**  
**第7期障害福祉計画・**  
**第3期障害児福祉計画**

**令和6(2024)年3月**

**世羅町**



## はじめに

本町では、障害のある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、「地域で支え合い 一人一人が輝く 共生のまち」の実現に向けて、各種障害者施策を実施してまいりました。



また、障害のある人が基本的人権に基づき、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現をめざして制度を整備してきました。

国においては、令和6（2024）年4月に障害者総合支援法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正されることとなり、障害のある人を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

この度、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「世羅町第3次障害者基本計画」及び令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「世羅町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、これまで取り組んできた従前の計画の基本方針を引き継ぐとともに、その成果や課題などを踏まえ、さらに充実した施策を盛り込んだものとなっています。

障害のある人もない人も、地域で安全に安心して暮らしていくためには、行政による公的なサービスに加え、地域において住民が互いに認め合い、支え合い、助け合う人のつながりや地域のまとまりをより強くすることが大切です。

今後も引き続き、障害者施策を計画的に進め、本計画の基本理念である「地域がつながり自立を支え合い 誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」の実現に向けて、障害福祉サービスの充実に努めてまいりますので、関係の皆様や町民の皆様の一層のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました世羅町自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート及びヒアリング調査などを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

世羅町長 奥田 正和

# 目次

## 第1部 第3次障害者基本計画

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨	3
2 障害者施策等の動向	4
3 計画の性格・位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定	7
6 SDGs(持続可能な開発目標)との関連	8

### 第2章 世羅町の現状

1 本町における障害者(児)をとりまく課題	9
2 アンケート調査結果	16
3 ヒアリング結果	29

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	32
2 基本目標	32
3 施策体系	35

### 第4章 施策展開

基本目標1 地域づくり	36
(1) 相互理解の促進	36
(2) 権利擁護の推進	39
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進	42
基本目標2 体制づくり	44
(1) 地域における生活支援の充実	44
(2) ライフステージに応じた相談支援体制づくり	47
(3) 情報アクセシビリティの向上	51
(4) 精神障害者の地域生活及び重篤化防止の体制整備	53
(5) 障害者・家族等の高齢化への対応	56
基本目標3 健康づくり	58
(1) 保健・医療の推進	58
(2) 医療に対する支援の充実	60
基本目標4 人づくり	62
(1) 療育・教育体制の整備	62
(2) 子どもと家庭への支援の強化	65

(3)雇用支援・就労環境の整備	69
(4)社会参加の促進	71
基本目標5 安全・安心づくり	73
(1)生活環境の整備	73
(2)防犯・防災対策等に係る整備	75

## 第2部 第7期障害福祉計画

### 第1章 障害福祉計画の成果目標

1 第6期障害福祉計画における成果目標の進捗状況	81
2 第7期障害福祉計画の成果目標	85

### 第2章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

1 訪問系サービス	91
2 日中活動系サービス	93
3 居住系サービス	96
4 相談支援	97

### 第3章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 サービスの種類と内容	98
2 実績と見込	100
3 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策	101

## 第3部 第3期障害児福祉計画

### 第1章 障害児福祉計画の成果目標

1 第2期障害児福祉計画における成果目標の進捗状況	105
2 第3期障害児福祉計画の成果目標	107

### 第2章 児童福祉法に基づくサービス等の見込量と確保方策

1 サービス等の種類と内容	110
2 実績と見込	111
3 第3期障害児福祉計画における見込量の確保方策	111

## 第4部 第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景	115
2 計画の位置づけ	115
3 成年後見制度について	115
4 権利擁護の現状	116
5 計画の基本的な考え方	119
6 計画の取組	120

## 第5部 計画の推進体制

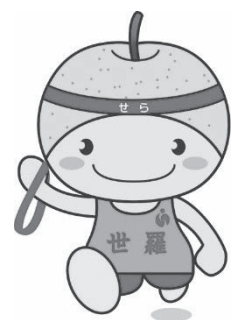
- 1 サービスを利用しやすい環境づくり .....125
- 2 世羅町自立支援協議会の機能強化 .....126
- 3 関係機関・団体との連携 .....126

## 資料編

- 1 策定の経過 .....129
- 2 世羅町自立支援協議会設置要綱 .....130
- 3 世羅町自立支援協議会代表者会議委員名簿 .....132
- 4 障害福祉サービス事業所 .....133

※計画・制度・施設等の固有の名称に使われる場合は「障害者」として表記しています。

## 第1部 第3次障害者基本計画



せら坊©世羅町





# 第1部 第3次障害者基本計画

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

国において、「すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、障害者（児）の自立及び社会参加支援の推進を示した「障害者基本法」が平成5（1993）年12月に施行され、施策推進のための基本となる事項が定められました。

近年の障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定等の動きが見られました。

令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されるとともに、令和6（2024）年4月に施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」等の措置が講じられました。

本町においては、平成30（2018）年3月に、障害者（児）施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示す「世羅町第2次障害者基本計画」（以下、「第2次基本計画」という。）を策定し、施策の推進を図ってきました。また、令和3（2021）年3月に、「世羅町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、本町における障害者（児）福祉サービス等について、計画的に事業や支援を推進してきました。これらの計画が、令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えるため、近年の動向や本町の障害のある人等の状況を踏まえ、「世羅町第3次障害者基本計画」（以下、「第3次基本計画」という。）と「世羅町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を一体的な計画として策定しました。

## 2 障害者施策等の動向

第2次基本計画策定後の障害者施策の主な動向については次のとおりです。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立(平成30(2018)年6月公布・施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、参加・創造できるための環境整備や支援を促進する。</li> </ul>
障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部を改正する法律の成立(令和元(2019)年12月公布・令和2(2020)年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の雇用の促進するため、短時間労働者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害のある人の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。</li> </ul>
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立(令和2(2020)年4月公布・令和3(2021)年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の複合化・複雑化支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設する。</li> </ul>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の成立(令和2(2020)年5月公布・令和3(2021)年4月全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。</li> </ul>
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の成立(令和2(2020)年6月公布・施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に推進する。</li> </ul>
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立(令和2(2020)年6月公布・令和2(2020)年12月全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る。</li> </ul>
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立(令和3(2021)年6月公布・令和3(2021)年9月施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資する。</li> <li>● 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。</li> </ul>
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)の成立(令和3(2021)年6月公布・令和6(2024)年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者に対して合理的配慮の提供を義務付ける。</li> <li>● 行政機関相互間の連携の強化を図る。</li> <li>● 障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する。</li> </ul>

<p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の成立(令和4(2022)年5月公布・施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害の種類・程度に応じた手段の選択を可能とする。</li> <li>● 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しい情報取得等を可能とする。</li> <li>● 障害のない人と同一内容の情報の同一時点における取得を可能とする。</li> <li>● 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術を活用する。</li> </ul>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律(以下、「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法の一部を改正する法律(以下、「児童福祉法」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の成立(令和4(2022)年12月公布・令和6(2024)年4月施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人等の地域生活の支援体制の充実を図る。</li> <li>● 障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上を推進する。</li> <li>● 精神に障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を講ずる。</li> </ul>



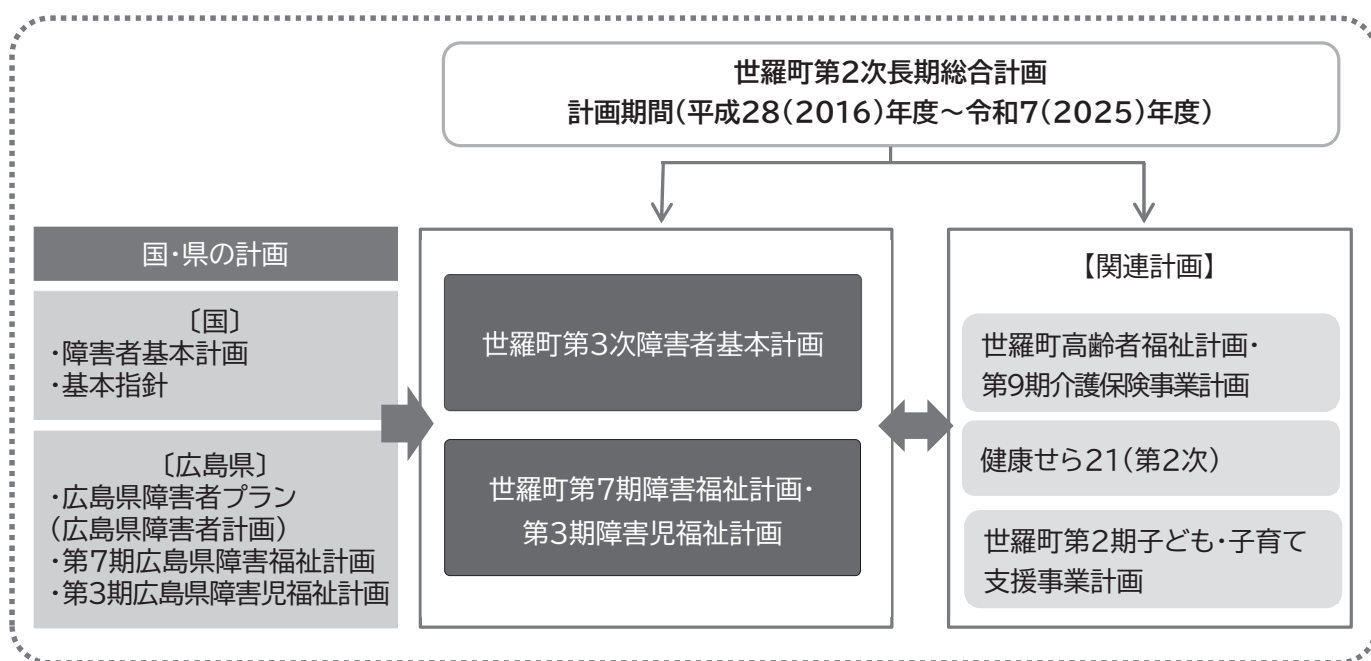
### 3 計画の性格・位置づけ

「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条において、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条において、「障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20において策定することが定められています。

また、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は「障害者基本計画」の中のサービス基盤整備計画の一部として位置づけます。

なお、「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するにあたっては、国の「障害者基本計画」や「基本指針」及び「広島県障害者プラン」、本町における関連計画との整合性を図りながら計画的に推進します。

【計画の位置づけ】



【「障害者基本計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の性格】

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込とその確保策を定める計画(計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(計画期間は3年1期)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	第5次障害者基本計画(令和5(2023)～9(2027)年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針(「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)	
県	第5次広島県障害者プラン(令和6(2024)～11(2029)年度)	第7期広島県障害福祉計画(令和6(2024)～8(2026)年度)	第3期広島県障害児福祉計画(令和6(2024)～8(2026)年度)
世羅町	世羅町第3次障害者基本計画	世羅町第7期障害福祉計画	世羅町第3期障害児福祉計画

## 4 計画の期間

「第3次基本計画」は令和6（2024）～11（2029）年度を計画期間とし、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6（2024）～8（2026）年度を計画期間とします。

【計画の期間】

年度	平成	令和										
	30 (2018) 年度	元 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度	9 (2027) 年度	10 (2028) 年度	11 (2029) 年度
障害者基本計画	世羅町第2次障害者基本計画						世羅町第3次障害者基本計画					
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期						
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期						

## 5 計画の策定

### (1) 障害者基本計画策定のためのアンケート調査の実施

広く障害のある人のニーズを把握するとともに地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「障害者基本計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### (2) 世羅町自立支援協議会での検討

本計画は、障害のある当事者やその家族、保健・医療・福祉関係者や地域での活動者等が委員として参画し、幅広い意見を反映させるため、「世羅町自立支援協議会」において、計画策定に関する協議、検討を踏まえ策定しました。

### (3) 庁内関係部署との調整(施策・事業の調整)

施策・事業に関連する庁内部署と調整を行い、各計画との整合や障害者施策の検討を行いました。

## (4) ヒアリングの実施

地域の課題を明らかにして計画に反映するため、地域の関係団体、サービス提供者、事業者、医療機関等にヒアリングを実施しました。

## (5) パブリックコメントの実施

計画素案を広く住民に公表し、意見募集（パブリックコメント）を行いました。

## 6 SDGs(持続可能な開発目標)との関連

第3次基本計画では、施策の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組みます。障害のある人の健康的な生活を確保し、不便を感じることなく、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な環境を残すこと等を目標として、取り組んでいきます。

【SDGs17の目標】



【本計画に関するSDGsの目標】

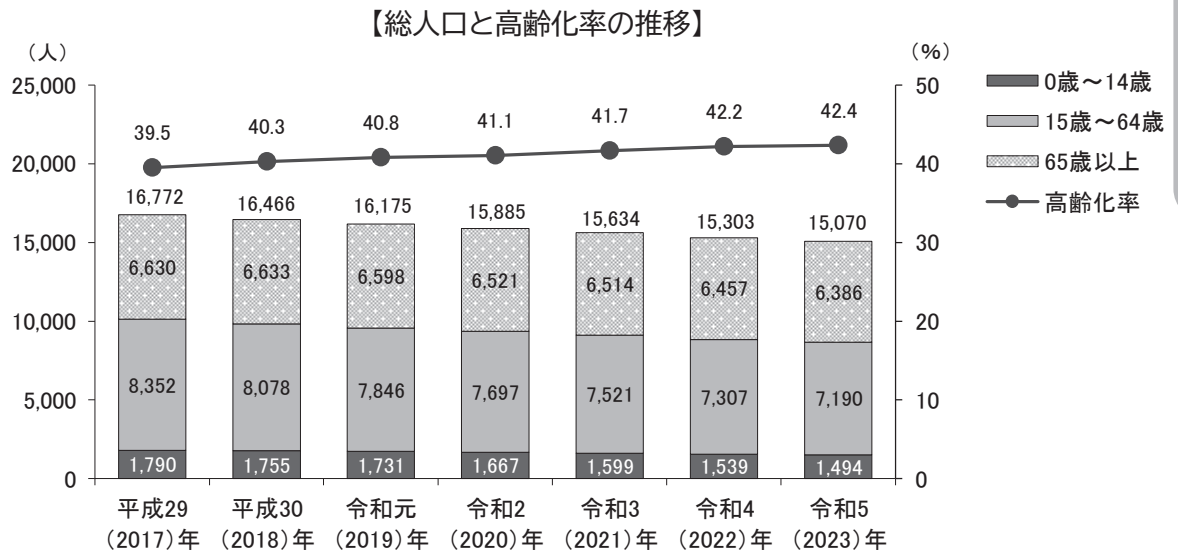
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>		

## 第2章 世羅町の現状

### 1 本町における障害者(児)をとりまく課題

#### (1)人口の動向

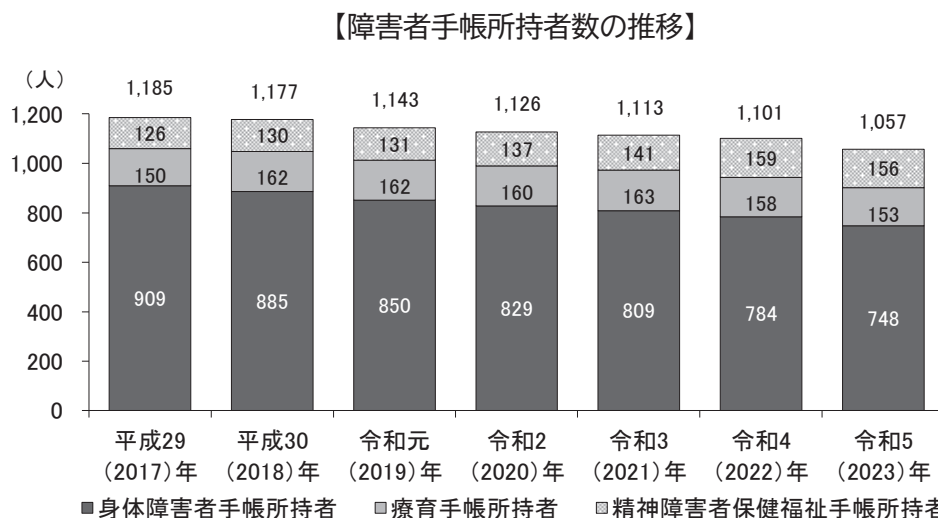
本町の総人口（住民基本台帳）の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢化率は年々上昇傾向にあり、令和5（2023）年では42.4%まで上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### (2)障害者手帳所持者数の動向

障害者手帳所持者数は、令和5（2023）年で1,057人です。その内訳は「身体障害者手帳」748人、「療育手帳」153人、「精神障害者保健福祉手帳」156人で、身体障害者手帳所持者が約7割となっています。



資料：町福祉課（各年3月31日現在）

【障害者手帳所持者数・割合】

区分		平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	
実数	総人口	16,772	16,466	16,175	15,885	15,634	15,303	15,070	
	手帳所持者数	身体障害者手帳	909	885	850	829	809	784	748
		療育手帳	150	162	162	160	163	158	153
		精神障害者保健福祉手帳	126	130	131	137	141	159	156
		合計	1,185	1,177	1,143	1,126	1,113	1,101	1,057
割合	身体障害者手帳	76.7	75.2	74.4	73.6	72.7	71.2	70.7	
	療育手帳	12.7	13.8	14.2	14.2	14.6	14.4	14.5	
	精神障害者保健福祉手帳	10.6	11.0	11.4	12.2	12.7	14.4	14.8	
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(単位：人、%)

資料：町福祉課（各年3月31日現在）

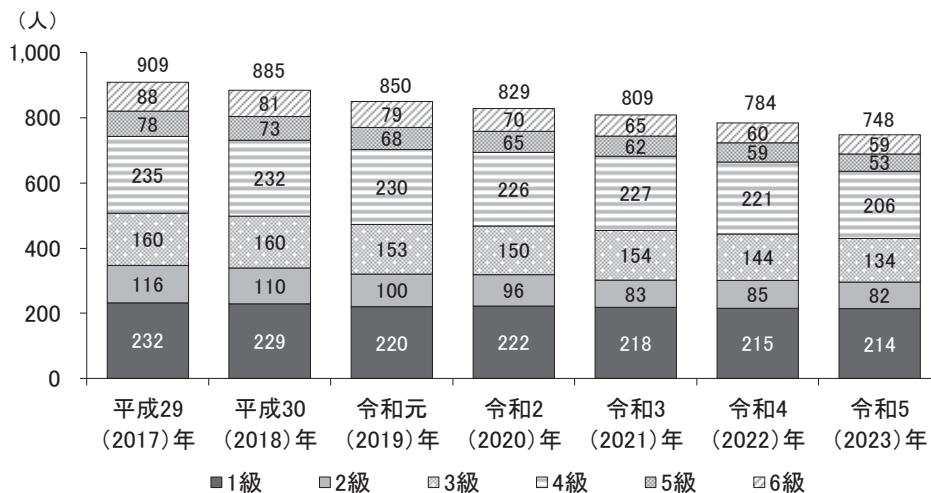
### (3)身体障害者(児)

令和5（2023）年の身体障害者手帳所持者数は748人となっており、減少傾向にあります。

#### ①等級別

令和5（2023）年の身体障害者（児）を等級別にみると、「1級」が214人で最も多く、全体の約3割となっています。次いで「4級」206人、「3級」134人、「2級」82人、「6級」59人、「5級」53人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(障害の等級別)】



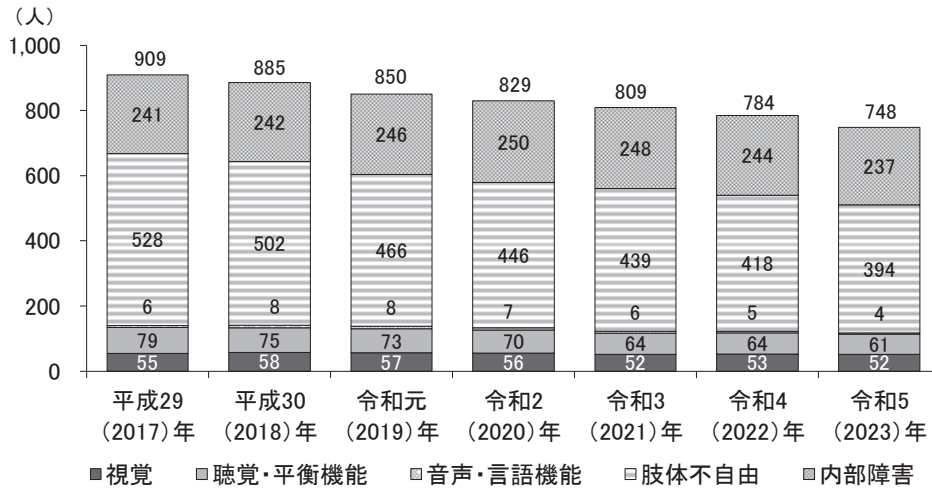
資料：町福祉課（各年3月31日現在）



## ②種類別

令和5（2023）年の身体障害者（児）を障害の種類別にみると、「肢体不自由」が394人で最も多く、全体の約5割を占めています。次いで「内部障害」237人、「聴覚・平衡機能」61人、「視覚」52人、「音声・言語機能」4人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(障害の種類別)】

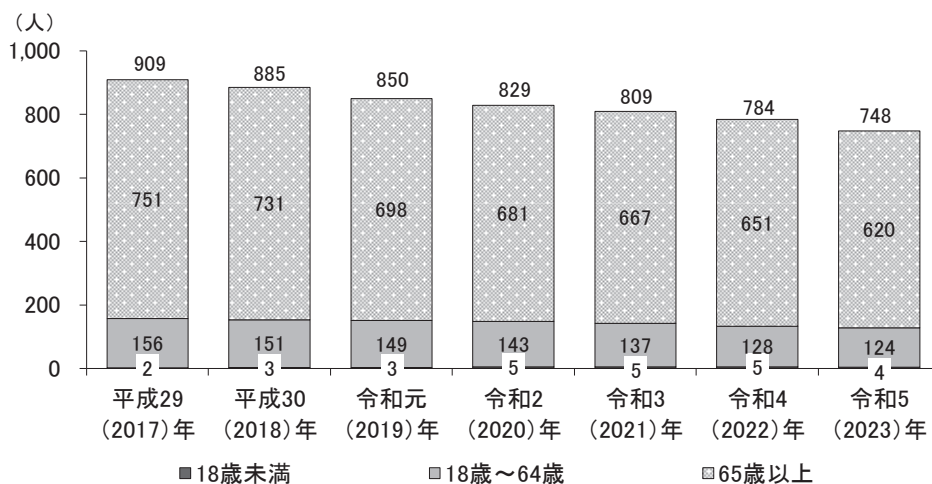


資料：町福祉課（各年3月31日現在）

## ③年齢別

令和5（2023）年の身体障害者（児）を年齢別にみると、「65歳以上」が620人で最も多く、全体の約8割を占めています。次いで「18歳～64歳」124人、「18歳未満」4人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)】



資料：町福祉課（各年3月31日現在）

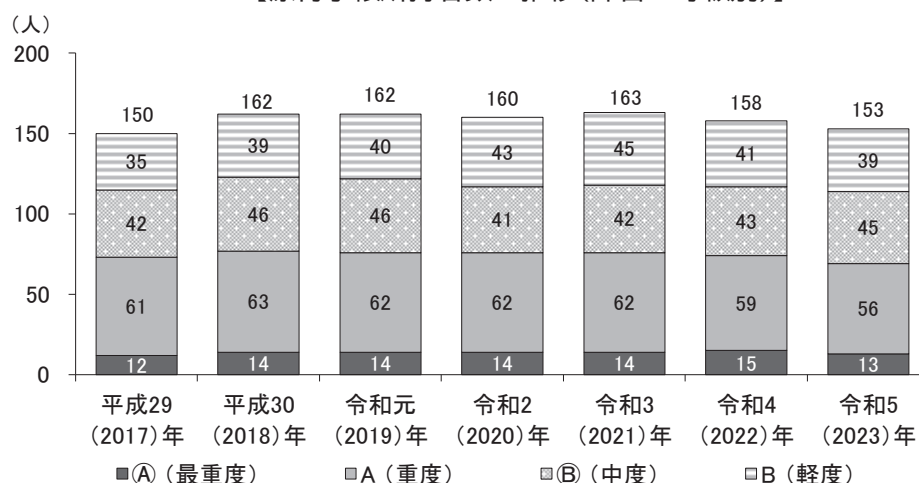
## (4)知的障害者(児)

療育手帳所持者数は、令和5（2023）年で153人となっています。

### ①等級別

令和5（2023）年の知的障害者（児）を等級別にみると、「A（重度）」が56人で最も多く、全体の約4割を占めています。次いで「B（軽度）」39人、「A（最重度）」13人となっています。

【療育手帳所持者数の推移(障害の等級別)】

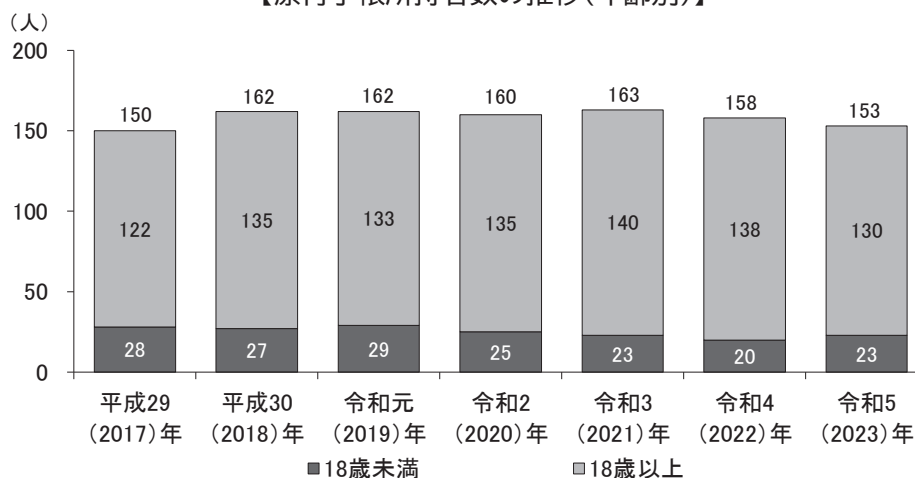


資料：町福祉課（各年3月31日現在）

### ②年齢別

令和5（2023）年の知的障害者（児）を年齢別にみると、「18歳以上」が130人、「18歳未満」23人となっており、「18歳以上」が全体の約8割を占めています。

【療育手帳所持者数の推移(年齢別)】



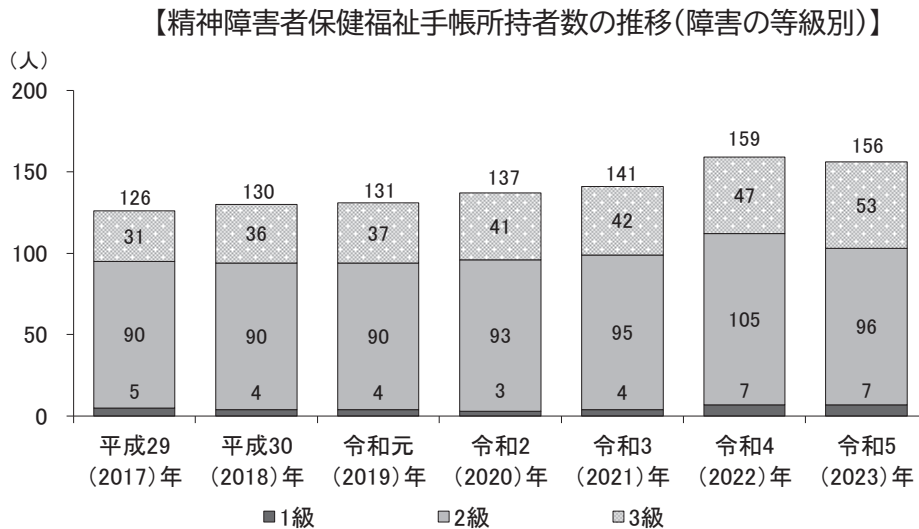
資料：町福祉課（各年3月31日現在）

## (5)精神障害者(児)

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5（2023）年で156人となっており、所持者数は増加傾向にあります。

### ①等級別

令和5（2023）年の精神障害者（児）を等級別にみると、「2級」が96人で最も多く、全体の約6割を占めています。次いで「3級」53人、「1級」7人となっています。

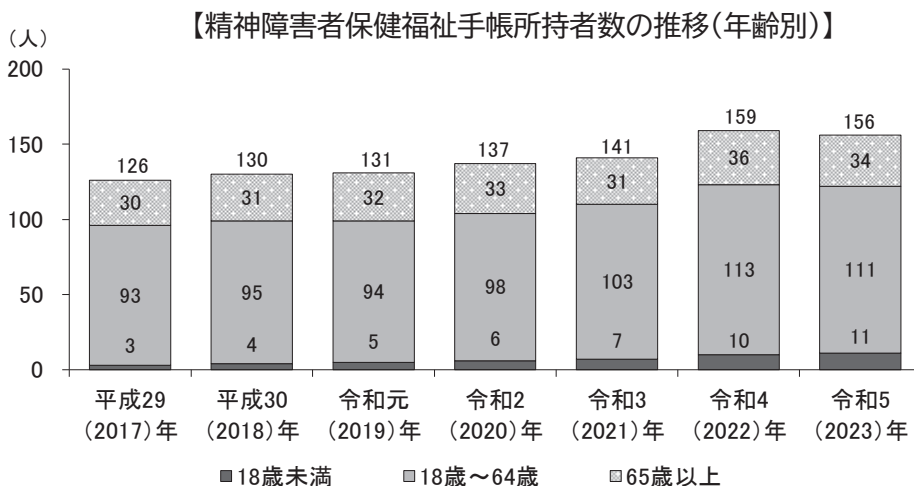


資料：町福祉課（各年3月31日現在）

### ②年齢別

令和5（2023）年の精神障害者（児）を年齢別にみると、「18歳～64歳」が111人で最も多く、全体の約7割を占めています。次いで「65歳以上」34人、「18歳未満」11人となっています。

その推移をみると、年毎の増減はあるものの増加傾向にあります。



資料：町福祉課（各年3月31日現在）

## (6)療育・就学の状況

小・中学校では、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために特別支援学級を設置しています。町内では、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由特別支援学級を設置しており、20学級106人（令和5（2023）年4月1日現在）が在籍しています。

特別支援学級は、自立活動や各教科等を合わせた指導等、障害による学習や生活の困難を克服するための特別な指導を児童生徒のニーズに応じて行う特別な場です。原則として、小学校又は中学校の学習指導要領に沿って、児童生徒一人一人の障害の状況や特性に応じた指導・支援を行い、編成基準は8人までが1学級とされています。

【特別支援学級の設置状況】

区分		学級数	人数
小学校4校	知的	4	11
	自閉症・情緒	9	61
	肢体不自由	0	0
	小計	13	72
中学校3校	知的	2	4
	自閉症・情緒	5	30
	肢体不自由	0	0
	小計	7	34
合計		20	106

資料：町学校教育課（令和5（2023）年4月1日現在）

障害児通所サービスについて、令和5（2023）年を平成30（2018）年と比較すると、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について増加しています。

また、令和5（2023）年の決定者数の合計は217人であり、令和元（2019）年と比較すると116人増加しています。

【児童福祉法に基づくサービスの種類及び決定者数(サービス重複含む)】

種類	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
児童発達支援	30	30	55	46	48
医療型児童発達支援	0	1	1	1	1
放課後等デイサービス	66	82	74	91	110
保育所等訪問支援	5	11	36	44	58
合計	101	124	166	182	217

資料：町福祉課（各年3月31日現在）

## (7)特定医療費(指定難病)受給者数の内訳

平成27(2015)年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が施行され、新制度の難病対象疾病を合計すると151疾病に拡大しました。さらに、令和3(2021)年11月には338疾病に拡大しており、世羅町における特定医療費(指定難病)受給者数の内訳は下記のとおりです。

また、令和6(2024)年4月から3疾病が追加され、341疾病となります。

【特定医療費(指定難病)受給者数の内訳】

疾患名	受給者数
筋萎縮性側索硬化症	1
進行性核上性麻痺	2
パーキンソン病	18
重症筋無力症	4
多発性硬化症／視神経脊髄炎	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	1
もやもや病	4
全身性アミロイドーシス	1
膿疱性乾癬(汎発型)	1
顕微鏡的多発血管炎	1
多発血管炎性肉芽腫症	2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1
悪性関節リウマチ	1
全身性エリテマトーデス	5
皮膚筋炎／多発性筋炎	1
全身性強皮症	2
ベーチェット病	3
特発性拡張型心筋症	3
再生不良性貧血	2
IgA腎症	1
多発性嚢胞腎	2
後縦靭帯骨化症	4
広範脊柱管狭窄症	5
特発性大腿骨頭壊死症	4
特発性間質性肺炎	7
肺動脈性肺高血圧症	1
網膜色素変性症	7
自己免疫性肝炎	2
クローン病	3
潰瘍性大腸炎	8
筋ジストロフィー	2
ウィルソン病	1
多脾症候群	1
急速進行性糸球体腎炎	1
一次性ネフローゼ症候群	2
強直性脊椎炎	1
IgG4関連疾患	1
レーベル遺伝性視神経症	1
好酸球性副鼻腔炎	4
合計	114

資料：広島県東部保健所（令和5（2023）年3月31日現在）

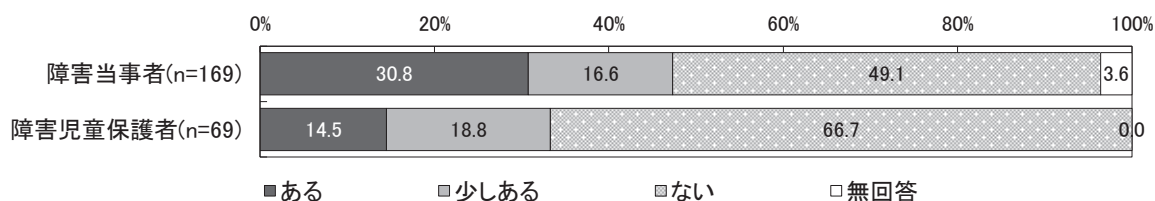
## 2 アンケート調査結果

目的	「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定に資する基礎資料を得ることを目的とする。		
調査対象	①障害当事者	町内に居住する障害や難病のある人、福祉サービス等を利用している人から282人を無作為抽出	
	②障害児童保護者	町内に居住する障害や難病のある児童、福祉サービス等を利用している児童の保護者から178人を無作為抽出	
	③町民	町内に居住する18～69歳の町民から500人を無作為抽出	
	④事業所	町内企業、商工会会員の609事業所	
調査方法	郵送配付・回収（インターネット回答併用）		
調査期間	①～③令和5（2023）年5月10日～5月31日 ④令和5（2023）年7月11日～7月28日		
有効回収数 （回収率）	①障害当事者	169件（59.9%）	
	②障害児童保護者	69件（38.8%）	
	③町民	249件（49.8%）	
	④事業所	256件（42.0%）	

### (1) 地域の理解について

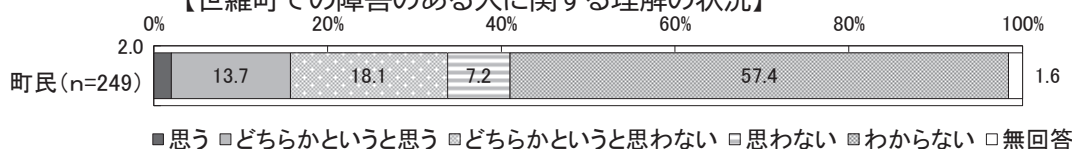
- 障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験が「ある」（「ある」＋「少しある」）人の割合は、障害のある当事者で47.4%、障害のある児童の保護者で33.3%となっています。

【障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無】



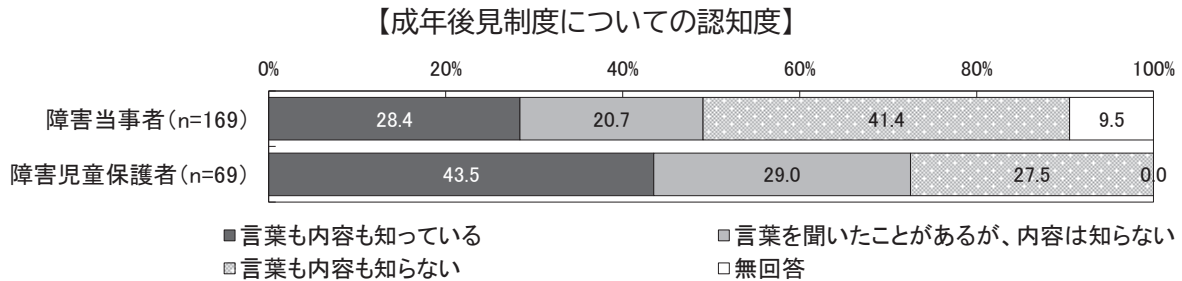
- 世羅町での障害のある人に関する理解について、町民で「進んでいると思わない」（「思わない」＋「どちらかというと思わない」）と回答した人の割合は25.3%であり、「進んでいると思う」（「思う」＋「どちらかというと思う」）と回答した人の割合（15.7%）を上回っています。

【世羅町での障害のある人に関する理解の状況】

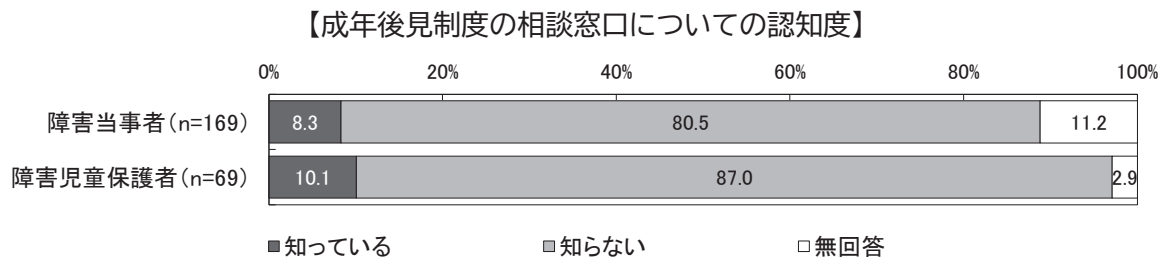


## (2) 成年後見制度の認知度

- ▶ 成年後見制度について「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で28.4%、障害のある児童の保護者で43.5%となっています。

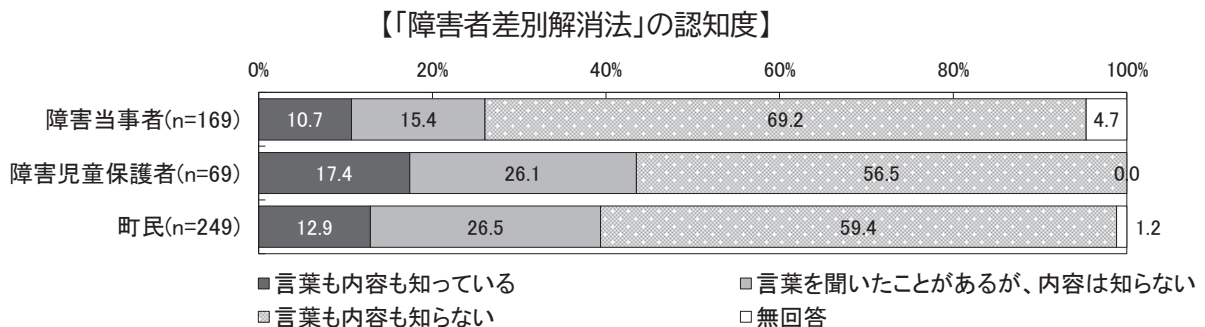


- ▶ 成年後見制度の相談窓口について「知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で8.3%、障害のある児童の保護者で10.1%となっています。



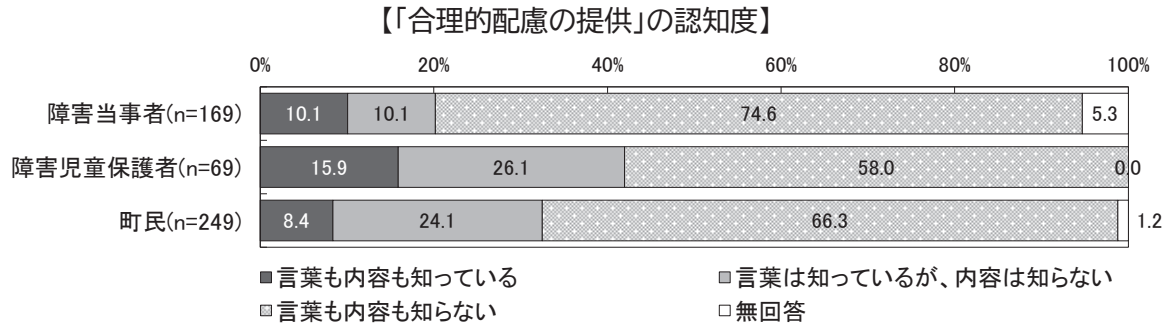
## (3) 障害者差別解消法の認知度について

- ▶ 「障害者差別解消法」について、「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で10.7%、障害のある児童の保護者で17.4%、町民で12.9%となっています。

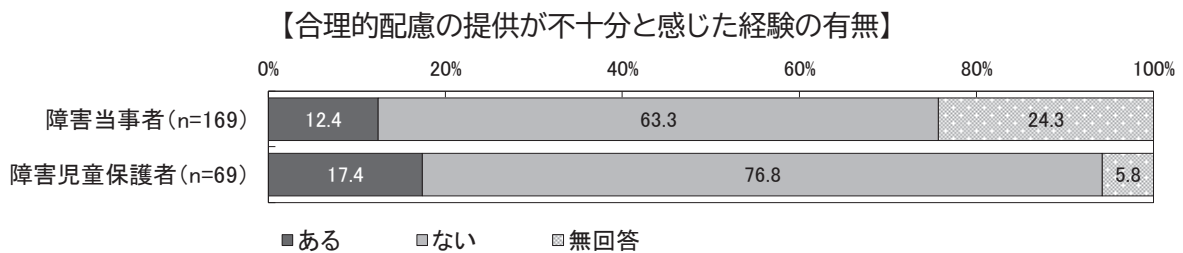


#### (4) 合理的配慮について

- 「合理的配慮の提供」について、「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で10.1%、障害のある児童の保護者で15.9%、町民で8.4%となっています。

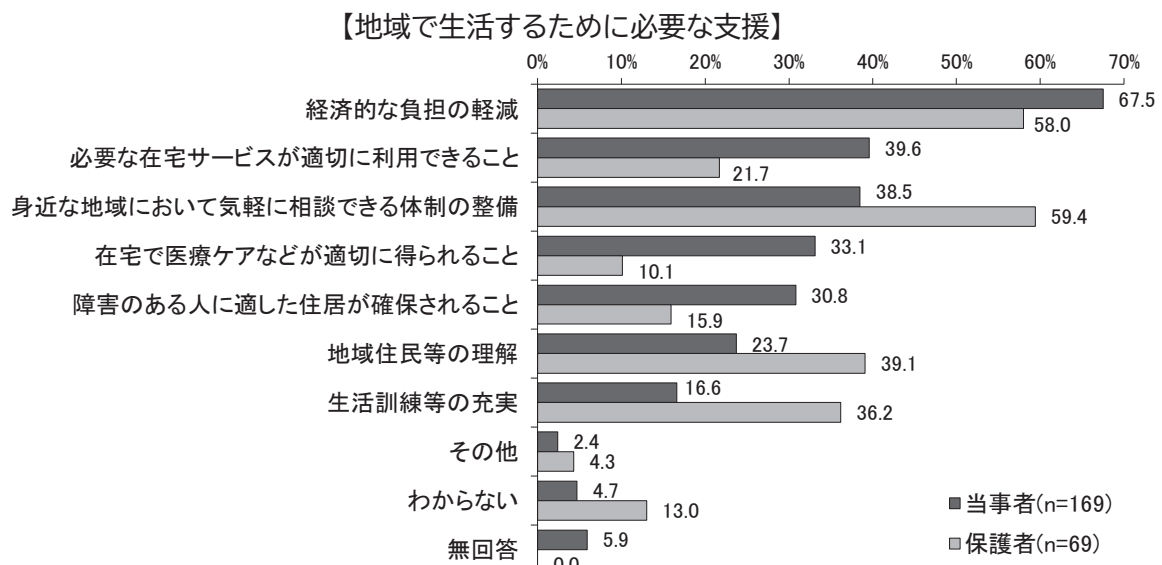


- 合理的配慮の提供が不十分と感じた経験が「ある」と回答した人の割合は、障害のある当事者で12.4%、障害のある児童の保護者で17.4%となっています。



#### (5) 地域で生活するために必要な支援について

- 地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」の割合は障害のある当事者で67.5%、障害のある児童の保護者で58.0%であり、ともに高くなっています。
- 地域で生活するために必要な支援について、障害のある当事者で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が39.6%となっています。

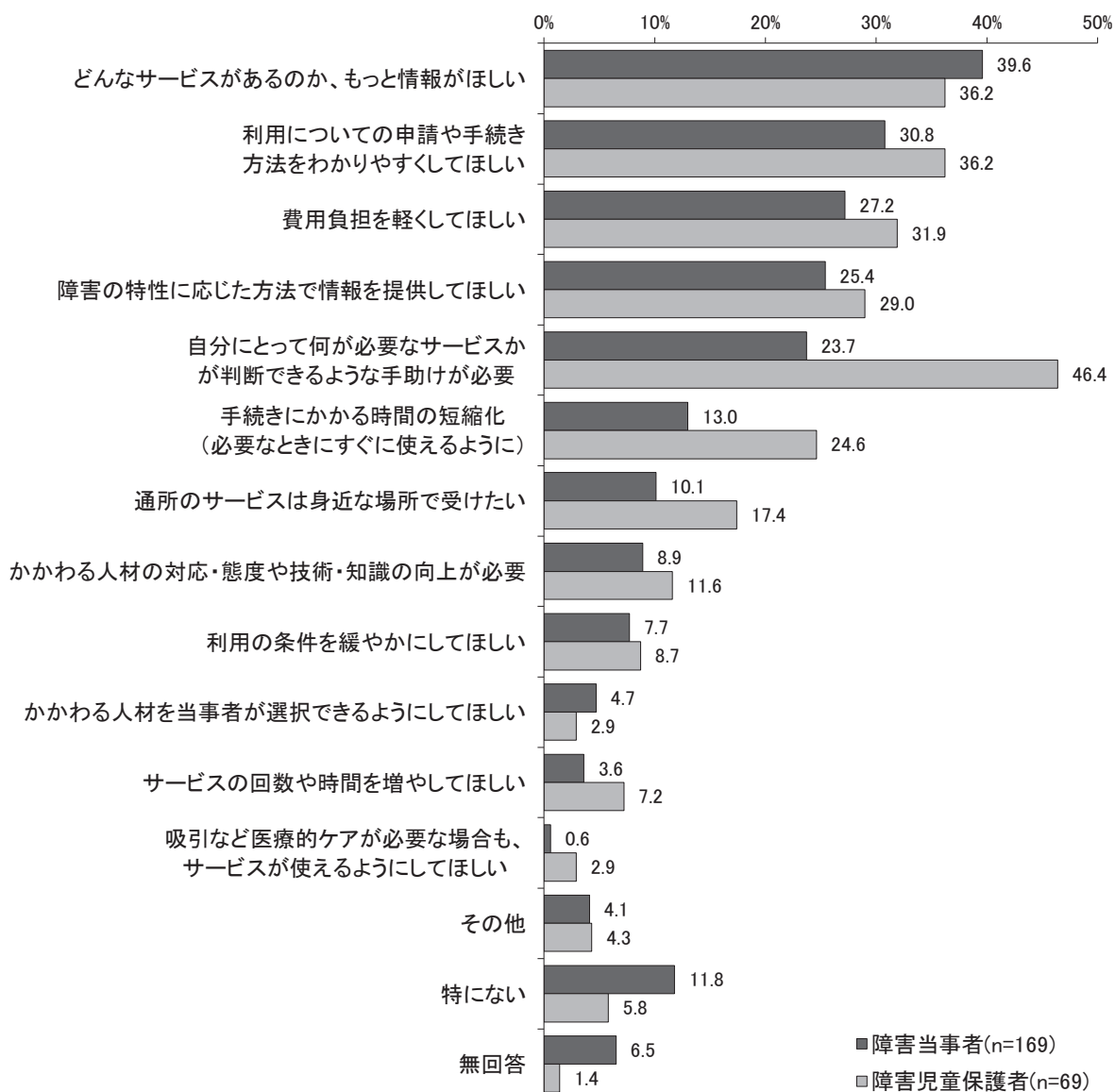




## (6) 障害福祉サービスを利用しやすくするための希望について

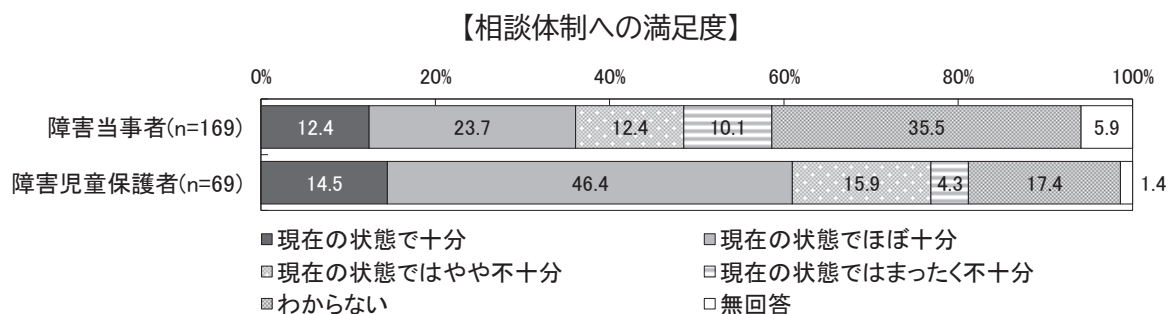
- 障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することとして、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「費用負担を軽くしてほしい」、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」が上位となっていますが、障害のある児童の保護者では「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」の割合が46.4%と最も高くなっています。

【障害福祉サービスを利用しやすくするために希望すること】

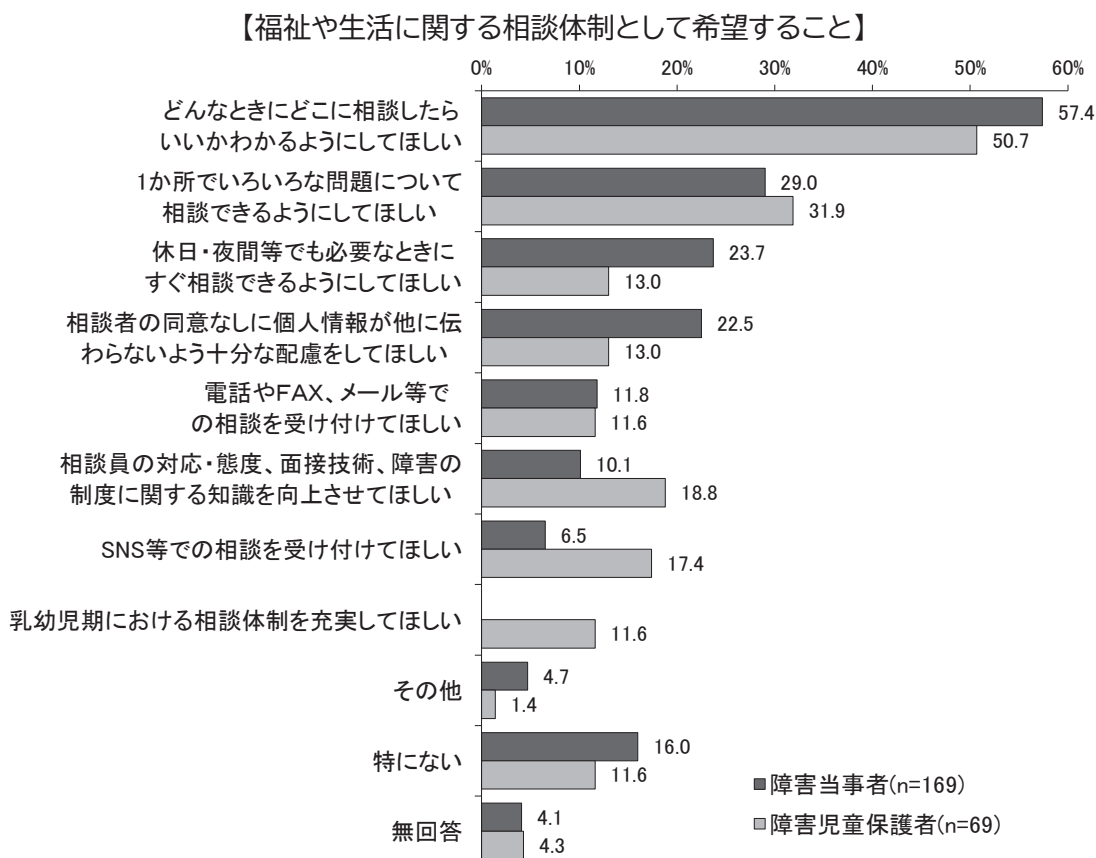


## (7) 相談支援体制について

- 相談体制への満足度について、「現在の状態で十分」（「現在の状態で十分」＋「現在の状態でほぼ十分」）と回答した人の割合が障害のある当事者で36.1%、障害のある児童の保護者で60.9%であり、ともに「現在の状態では不十分」（「現在の状態ではまったく不十分」＋「現在の状態ではやや不十分」）と回答した人の割合を上回っています。



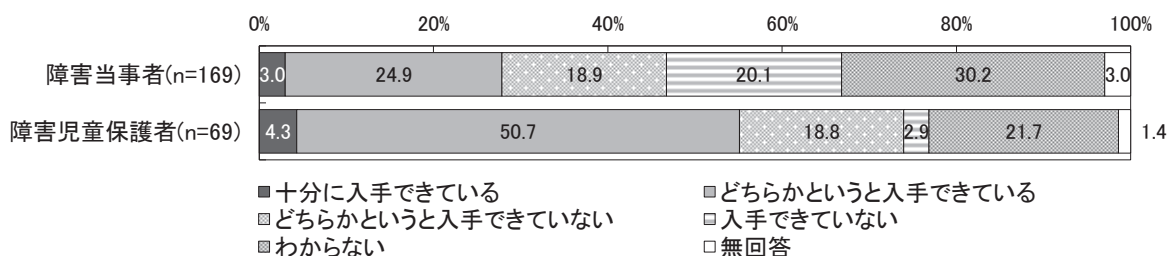
- 福祉や生活に関する相談体制として希望することとして、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も高く、次いで「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」となっています。
- 障害のある児童の保護者では、「SNS等での相談を受け付けてほしい」の割合が17.4%となっています。



## (8) 情報提供体制について

- 障害や福祉サービスに関する情報を「入手できている」（「十分に入手できている」＋「どちらかというと入手できている」と回答した人の割合は障害のある当事者で27.9%、障害のある児童の保護者で55.0%となっています。
- 障害のある当事者では「入手できていない」（「入手できていない」＋「どちらかというと入手できていない」と回答した人の割合（39.0%）が「入手できている」と回答した人の割合を上回っています。

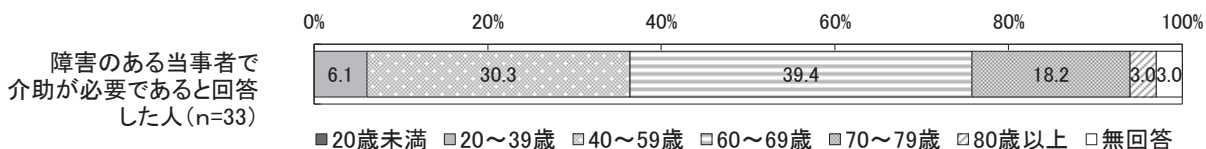
【障害や福祉サービスに関する情報の入手状況】



## (9) 障害のある人の介助者の年齢について

- 障害のある当事者で、介助が必要であると回答した人は33人です。
- 介助が必要である人のうち、介助の中心となる家族の年齢について、「60～69歳」の割合が39.4%、70歳以上の割合が21.2%となっています。

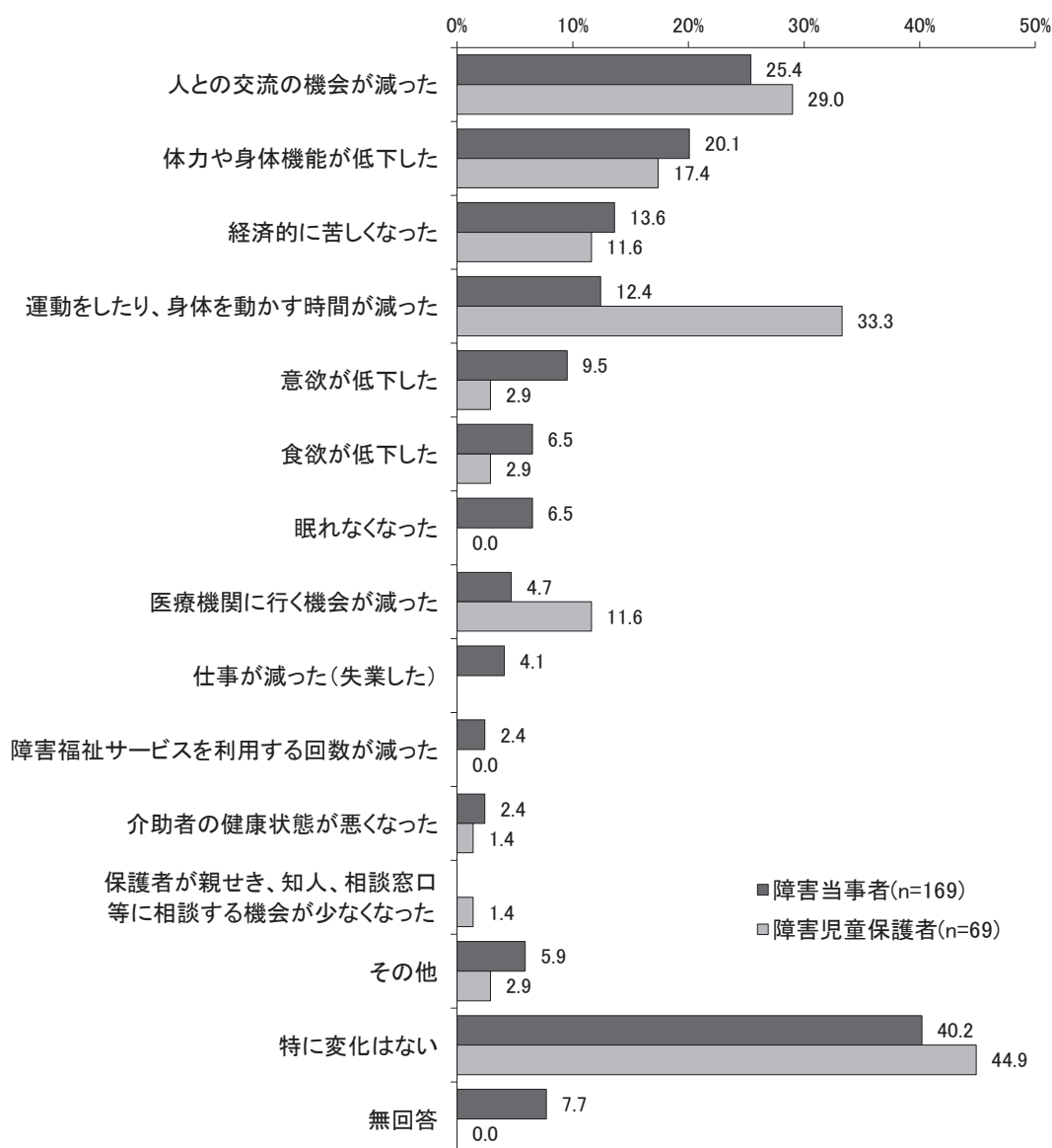
【介助の中心となる家族の年齢】



## (10) 新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較した生活の変化について、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに、「人との交流の機会が減った」、「体力が低下した」が上位となっています。
- ▶ 障害のある児童の保護者では、「運動をしたり、身体を動かす時間が減った」の割合が3割を超えて最も高くなっています。

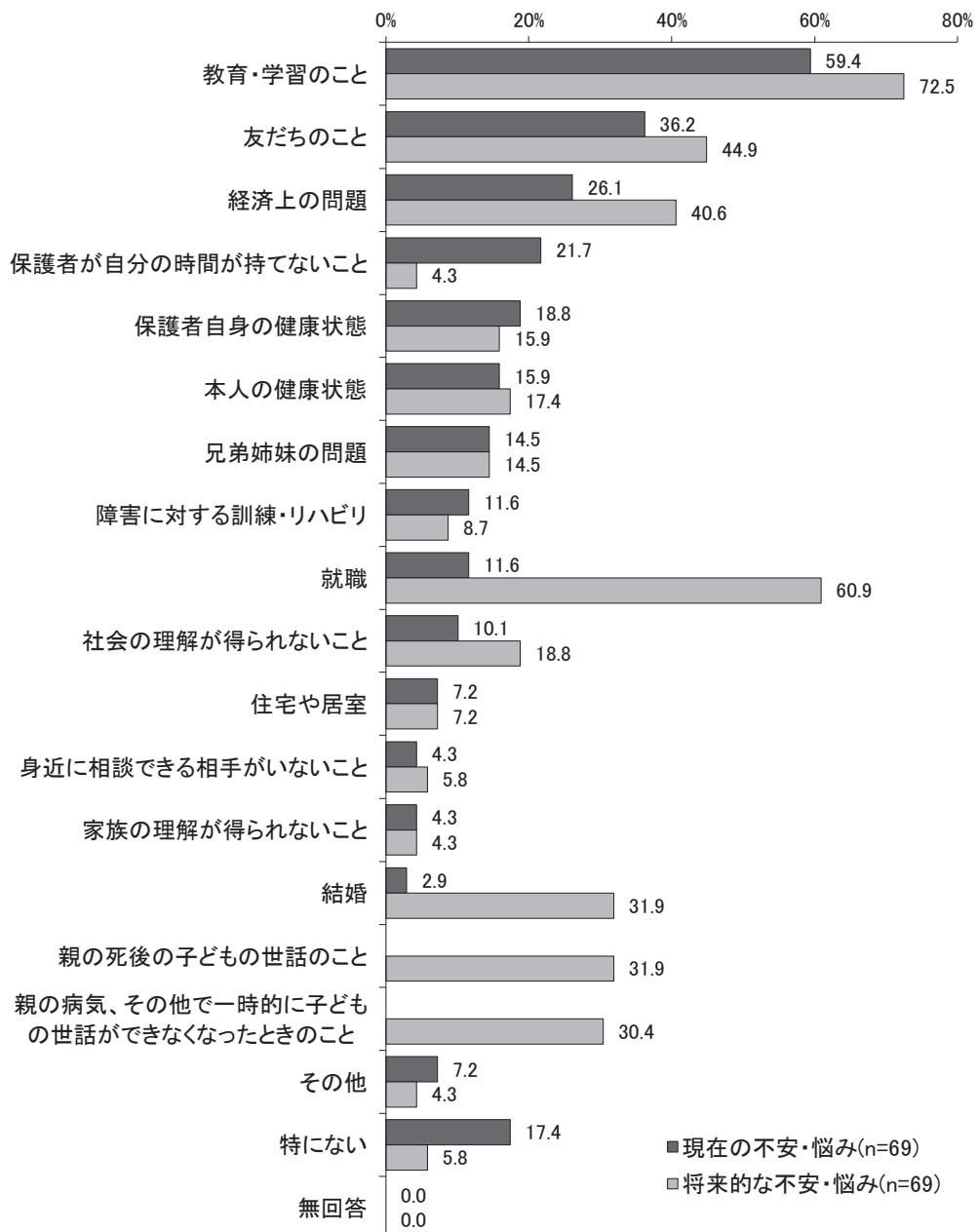
【新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較した生活の変化】



## (11) 子どもと家庭への支援について

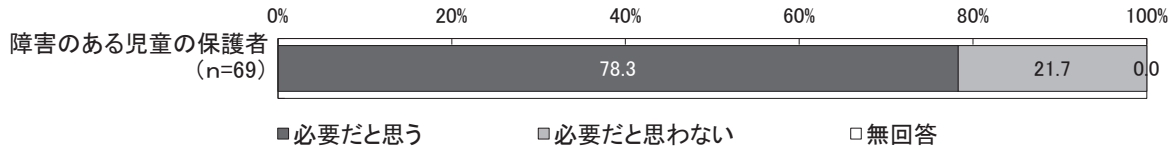
- 障害のある児童の保護者の現在の不安や悩み、子どもの将来的な不安や悩みともに、「教育・学習のこと」の割合が最も高くなっています。
- 現在の不安や悩みは、「友だちのこと」、「経済上の問題」が続いて上位となっています。
- 子どもの将来的な不安や悩みは、「就職」の割合が6割を超えて高く、また、「結婚」、「親の死後の子どもの世話のこと」、「親の病気、その他で一時的に子どもの世話ができなくなったときのこと」の割合が3割を超えています。

【現在・将来の不安や悩み(障害のある児童の保護者)】



- 障害のある児童や親が集う場所について、「必要だと思う」と回答した人の割合が78.3%となっています。

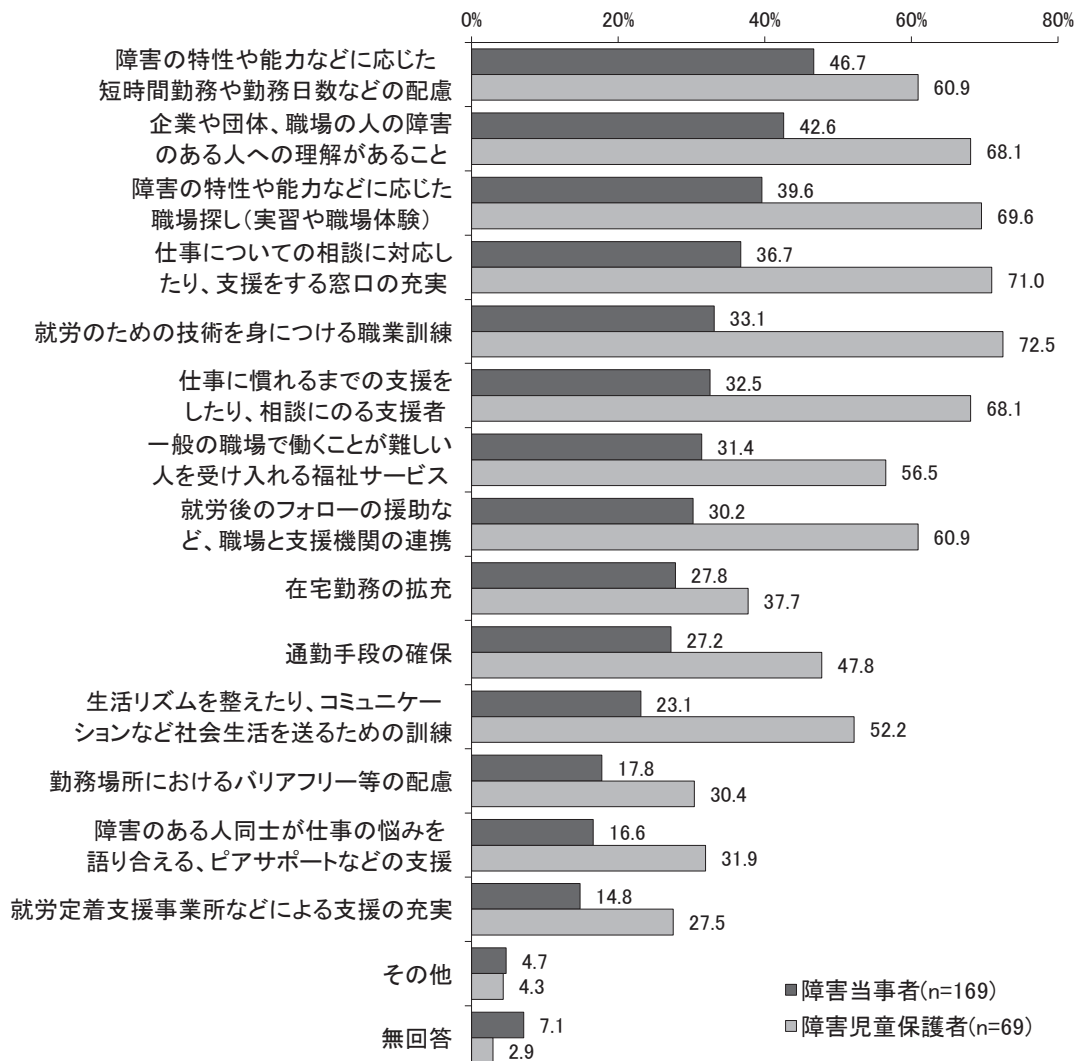
【障害のある児童や親が集う場所の必要性】



## (12) 雇用について

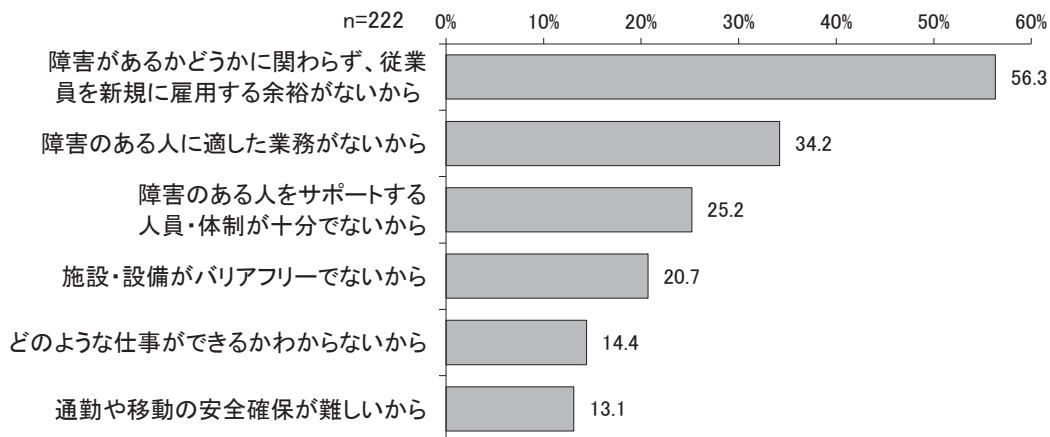
- 障害のある人が働き続けるために必要なことについて、障害のある当事者では「障害の特性や能力などに応じた短時間勤務や勤務日数などの配慮」が46.7%、「企業や団体、職場の人の障害のある人への理解があること」が42.6%と上位となっています。
- 障害のある児童の保護者では、「就労のための技術を身につける職業訓練」が72.5%、「仕事についての相談に対応したり、支援をする窓口の充実」が71.0%と上位となっています。

【障害のある人が働き続けるために必要なこと】



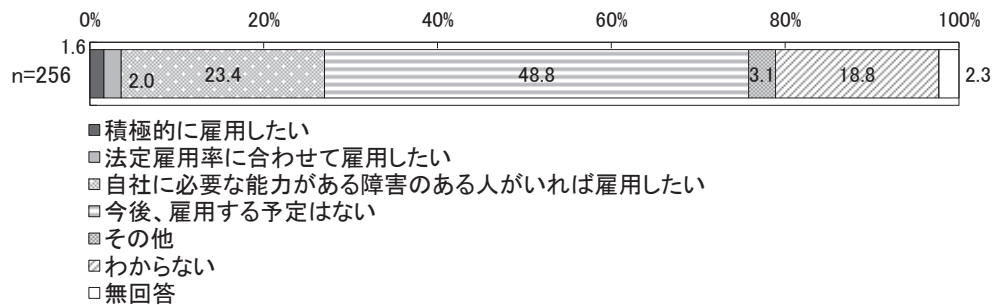
- 町内の事業所の障害のある人を雇用しない・できない理由について、「障害があるかどうかに関わらず、従業員を新規に雇用する余裕がないから」が56.3%と最も高く、「障害のある人に適した業務がないから」、「障害のある人をサポートする人員・体制が十分でないから」、「施設・設備がバリアフリーでないから」が続いています。

【障害のある人を雇用しない・できない理由(事業所)/上位6項目】



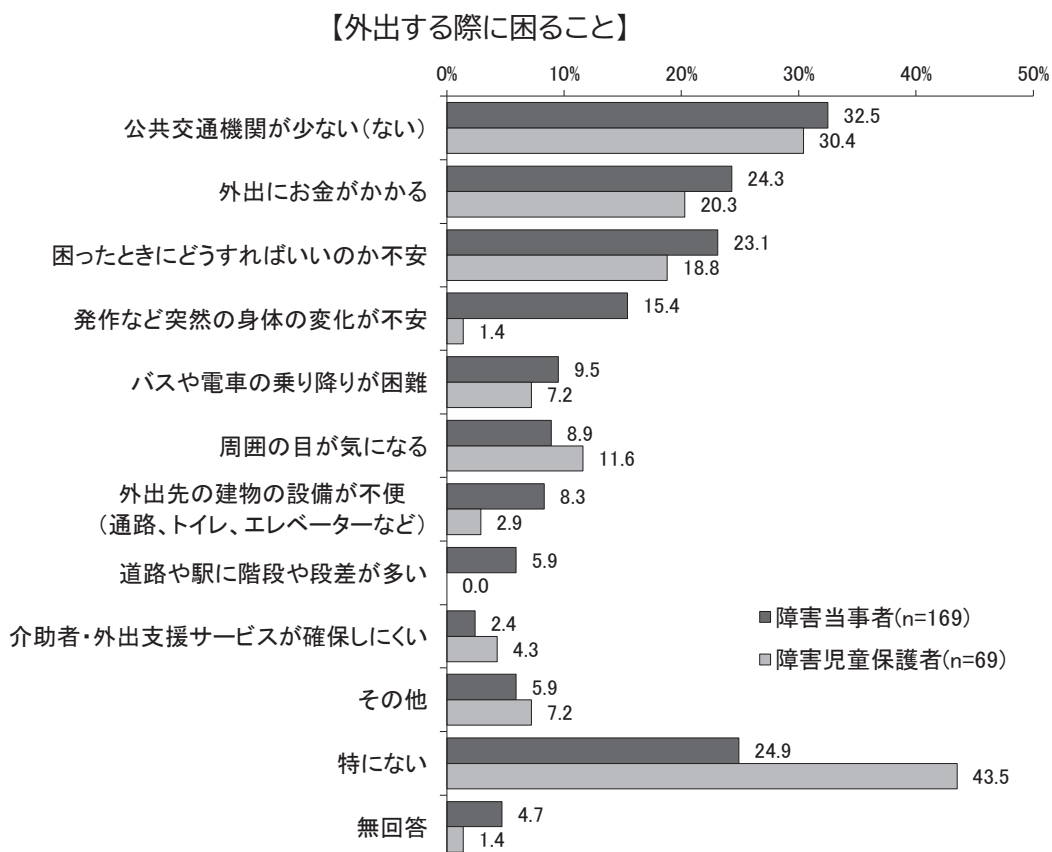
- 町内の事業所の今後の障害のある人の雇用について、「積極的に雇用したい」、「法定雇用率に合わせて雇用したい」、「自社に必要な能力がある障害のある人がいれば雇用したい」と回答した事業所の割合が合わせて27.0%となっています。

【今後の障害のある人の雇用への展望(事業所)】



## (13) 外出・社会参加について

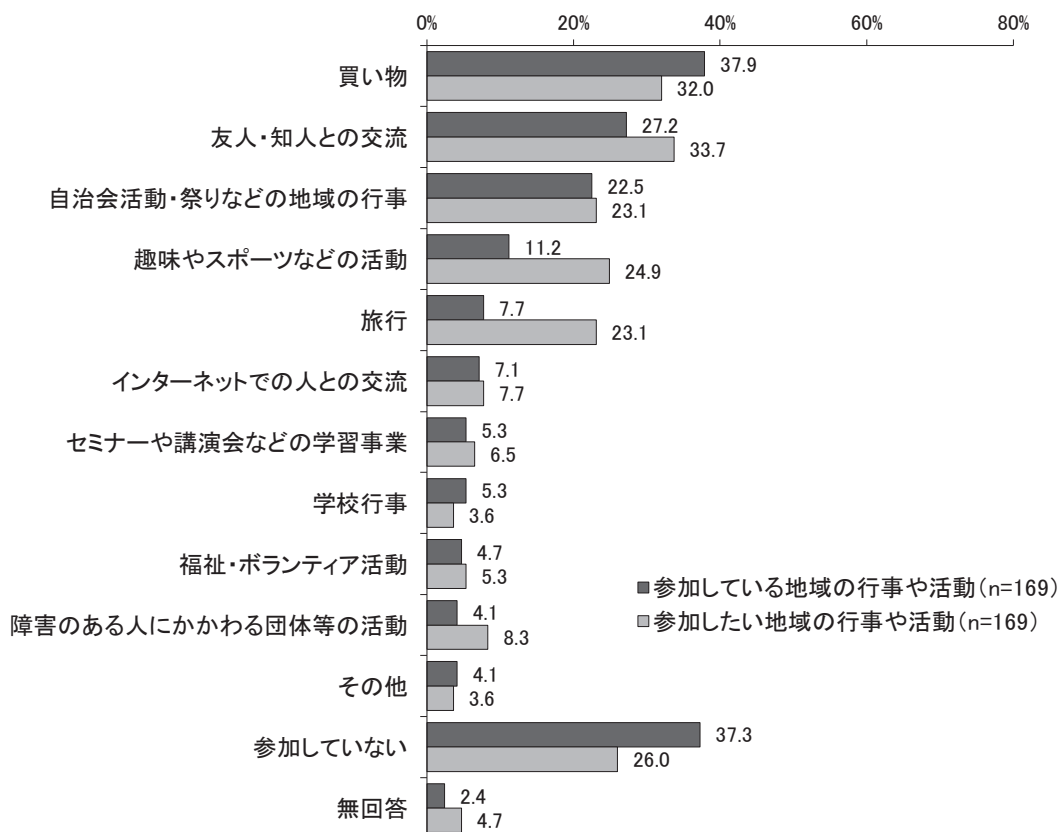
- 外出する際に困ることとして、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに「公共交通機関が少ない(ない)」、「外出にお金がかかる」、「困ったときにどうすればいいの不安」が上位となっています。





- 障害のある当事者の地域の行事や活動等への現在の社会参加の状況について、「買い物」、「友人・知人との交流」、「自治会活動・祭りなどの地域の行事」が2割を超えて上位となっています。
- 障害のある当事者の今後参加したい地域の行事や活動として、「友人・知人との交流」、「買い物」が上位となっていますが、「趣味やスポーツなどの活動」、「旅行」は現在参加しているよりも、参加意向の割合が高くなっています。

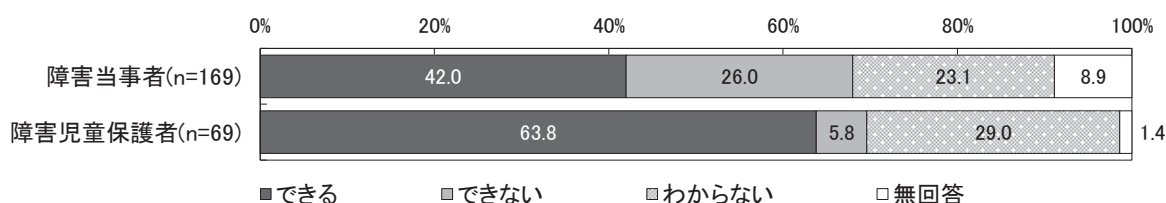
【参加している地域の行事や活動・参加したい地域の行事や活動(障害のある当事者)】



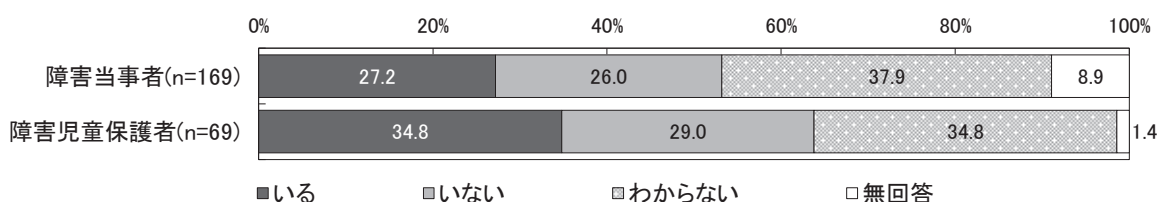
## (14) 防災について

- 災害時に一人で避難することが「できない」人の割合は、障害のある当事者で26.0%、障害のある児童の保護者で5.8%となっています。
- 助けてくれる近所の人「いる」人の割合は、障害のある当事者で27.2%、障害のある児童の保護者で34.8%となっています。

【災害時に一人での避難の可否】

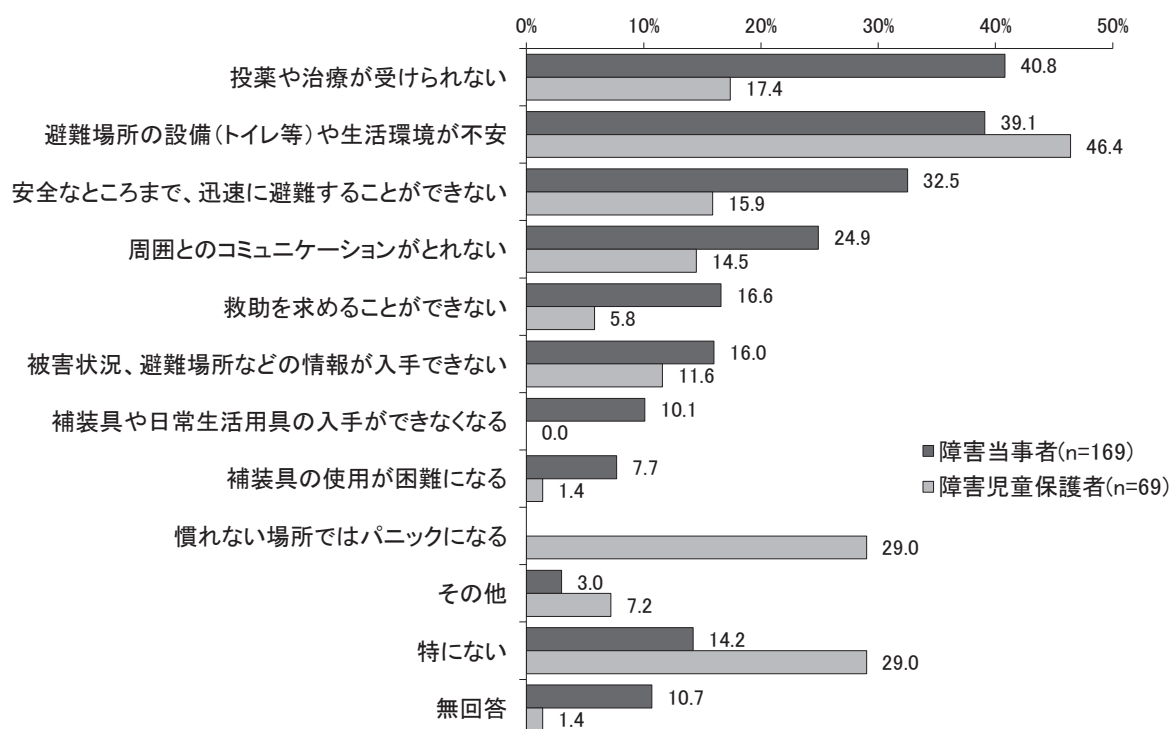


【助けてくれる近所の人の有無】



- 災害時に困ることについて、障害のある当事者では「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が上位となっています。
- 障害のある児童の保護者では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「慣れない場所ではパニックになる」が上位となっています。

【災害時に困ること】



### 3 ヒアリング結果

目的	地域の団体の活動の状況や課題、障害福祉サービス等を提供する事業所の現状や課題を把握し、「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定に資する基礎資料を得ることを目的とする。	
調査対象	①地域の関係団体	町内の障害のある人に関する団体（3団体）
	②事業所	町内の障害福祉サービス等を提供する事業所及び医療機関（6事業所等）
調査期間	令和5（2023）年7月～11月	

#### (1) 地域の関係団体

##### ①活動の状況

- 団体として、世羅町の障害のある人について検討する公的な会議等へ参加する等、町や関係機関とつながりをつくり、提言ができる環境をつくっている。
- 町内の公的な施設や商業施設等について、障害のある人が利用する際に課題があった場合、気づきを伝え、改善につながるよう取組んでいる。
- 障害のある人の家族が定期的に集まって話をし、悩み等を共有したり、助言を行ったりする等、参加者の悩みや不安の軽減等につなげている。
- 県内の大会に参加し、情報共有を行い、活動の参考にしている。

##### ②活動における課題

- 会員が高齢化している。
- 新たな会員の確保が難しく、人材が不足している。
- 会の活動を十分に周知できていない。
- 活動に係る資金が不足している。
- 活動の際、交通手段の確保が困難である。

##### ③活動を通じて把握している地域の課題

- 地域の活動に参加する際に障害に関する配慮がないと感じることがある。
- 地域の活動に参加する際に他の人と一緒に移動することが困難である。
- 地域の人に障害のある家族がいることを言えない状況があり、支援をしてもらうことが困難な状況がある。
- 障害のある家族がいる人で困難な状況や悩みがあっても相談をしたり、家族同士の交流会に参加できない人がいる。

#### ④今後取組みたいこと・取組めること

- 町と連携を図り、町内の様々な施設等について、障害のある人が利用する際に課題があった場合、気づきを伝え、改善につなげる取組を行う。
- 団体として町や関係機関等に、障害のある人が生活する上での課題について協議している。
- 障害のある人の災害時の個別避難計画作成について、共に作成に向けて取組みたい。
- 町の様々な事業において、家族会のことを周知してもらえれば、障害のある人の家族の悩みや負担の軽減につなげることができる。
- 町外の障害のある人の団体等と交流を行いたい。

## (2) 事業所

### ①事業所の運営における課題

- 町内の障害福祉サービスが限られており、また近隣市町からのサービス提供も困難な状況があり、利用サービスの希望に対する調整が困難である。
- 人材の確保が難しく、サービス提供が困難であったり、事業所内の就労環境を整備することが困難である。
- 基幹相談支援センターの必要性は感じているが、人材の確保が難しく、開設することが困難である。
- 事業所内の人材が不足している状況又は余裕がない状況であり、研修受講等の余裕がない。
- 職員の年齢層が上がっており、現在の職員が辞めた時が心配である。
- 強度行動障害に対応できるスタッフの育成が困難である。
- 複合的な課題を持つ困難事例への対応が難しい。
- 障害のある児童の自立のため、保護者と保育所(認定こども園)等と連携を図りながら取組む必要があるが、連携に要する時間やスキル等が追い付いていない状況がある。
- 療育が目的ではなく、預かりのような利用も多くなっている。
- 保護者への支援が必要なケースが多くなっている。

### ②事業を通じて把握している課題

- 町内の障害福祉サービスが限られており、また近隣市町からのサービス提供も困難な状況があり、利用者が希望するサービスを選択できない状況、「生まれ育った地域で暮らし続けたい」という希望を叶えられない状況がある。
- 災害等の際、サービスの枠(介護・障害・子育て等)を超え、支援ができる体制が必要である。

- 町内においても 8050 問題が進行しており、ひきこもりの子どもが社会参加できる仕組みと親の相談窓口が必要だと考える。
- 強度行動障害の人を受入れ、専門的な支援を行える事業所がない。
- 放課後等デイサービスについて、本来の療育の目的ではなく、預かりの機能が大きくなっており、相談支援の役割が重要になってきている。
- 医療行為が行える人材や支援者の確保が必要である。

### ③地域やその他の団体・行政との連携に関する課題

- 町内にある高齢者、障害者、児童を含めた福祉関係事業所の連携が希薄であるため、連絡協議会のような組織が必要である。
- 就労支援に向けて企業等と連携を図りたいが、事業所の活動が周知されていないため、困難な状況がある。
- 来院困難な人を対象に訪問看護や訪問リハビリサービスを行うことで、安心できる地域づくりに向けて取り組む必要がある。
- 地域の病院機能として訪問診療やレスパイト入院、病児保育等にも取り組む。
- 人材確保・育成は、福祉事業所全体で取り組む必要がある。
- 障害のある児童の療育について、学校との連携において、継続的、定期的な連携の確保が必要である。

### ④行政に支援を望むこと

- 障害のある子どもの療育について、行動障害がある場合、個別対応や人員の増員が必要となるケースがあるため、加算等の報酬改定を望む。
- 定期的に事業所と行政の連携を行い、子どもの様子の把握に努めてほしい。
- 不登校児童等の居場所の確保等を共に協議していきたい。
- 行政、教育委員会、児童発達支援事業所が同じ方向性で取り組んでいけるよう、一緒に研修会ができるとよい。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

上位計画である「世羅町第2次長期総合計画」では、「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」を将来像に掲げ、「安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり」を保健・福祉分野の基本目標のキャッチフレーズに設定しています。

また、障害者基本法において、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」が目的として掲げられています。

世羅町第2次長期総合計画、障害者基本法を踏まえ、本計画の基本理念を「地域がつながり 自立を支え合い 誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」とし、地域の人と人がつながり、お互いが人格と個性を尊重し合い、誰もが自分らしく自立し、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

#### 《基本理念》

**地域がつながり 自立を支え合い  
誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり**

### 2 基本目標

#### 基本目標1 地域づくり

すべての住民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、自分らしく安心して暮らせる地域社会を実現するためには、障害に関する理解を一層深めていくとともに、障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。

住民が地域と関わりを持ち、障害のある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、地域の様々な場において障害福祉に関する理解を深めるための啓発を推進します。

また、社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組と連携を図り、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」についての理解促進に向けた啓発を推進します。

さらに、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障害者虐待防止のための取組を推進します。

## 基本目標2 体制づくり

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けるためには、自らの決定に基づき、適切な障害福祉サービスが提供されるとともに、身近な地域で相談支援を受けられる体制が重要です。

障害のある人が地域生活を継続していくために必要なサービスや、住まいの確保等の在宅生活を支える各種サービス・経済的な支援を行うとともに、サービス提供事業者と連携し、サービスの質の向上及びサービスを提供する人材の確保に向けた取組を推進します。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援が行われるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、障害のある人が必要な情報を円滑にアクセスすることができ環境づくりを推進します。

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が必要であり、広島県と連携して地域の支援体制の構築を推進します。

さらに、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害の特性に応じた相談体制の充実を図ります。

## 基本目標3 健康づくり

障害のある人が必要な保健・医療サービスやリハビリテーション等を受けることができるとともに、障害の原因となる疾病や障害を早期発見するための体制整備が重要です。

保健・医療・福祉の連携を図り、障害の原因となる疾病の予防や、障害の早期発見による適切な支援を行います。

また、医療を必要とする人に対して在宅における医療的ケアの提供や、医療費負担を軽減するための事業を行う等、障害のある人への医療の充実を図ります。

## 基本目標4 人づくり

障害のある児童が、保育所、認定こども園、学校等において、必要な支援を受けながら、その年齢や能力に応じた教育を受けることができる体制が重要です。

庁内の関係課、地域の関係機関と連携を図り、年齢に応じて必要な療育や教育を受けることができる体制整備を推進するとともに、障害のある児童の保護者への支援の充実を図ります。

また、障害のある人が自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが重要です。

関係機関等と連携を図り、障害のある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図るとともに、事業所等への働きかけを推進します。

さらに、障害のある人が、自らの意思と選択によって、文化芸術やスポーツ等、地域の様々な活動に参加できる環境が重要です。

障害のある人が文化芸術活動やスポーツ等の地域の活動に参加するために必要となる配慮や支援が行われる環境づくりを推進するとともに、活動での交流を通じて障害のある人に関する住民の理解促進を図ります。

## 基本目標5 安全・安心づくり

障害のある人が地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、道路や施設等のバリアフリー化や移動しやすい環境の整備とともに、地域の関係機関・団体、事業所等と連携を図り、防犯、防災・減災に向けた取組を推進することが重要です。

障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進するとともに、アクセシビリティに配慮した施設等についての普及啓発を推進します。

また、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所の確保に努めます。

障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。





### 3 施策体系

基本目標	基本施策	事業項目
1 地域づくり	(1) 相互理解の促進	①障害のある人への理解を深める啓発の推進 ②福祉教育の推進 ③地域における交流機会の推進
	(2) 権利擁護の推進	①虐待防止の推進 ②成年後見制度の推進
	(3) 障害を理由とする差別の解消の推進	①合理的配慮の提供
2 体制づくり	(1) 地域における生活支援の充実	①障害福祉サービス等の充実 ②地域での生活支援の充実 ③経済的支援の充実 ④地域での支え合いの活動の推進
	(2) ライフステージに応じた相談支援体制づくり	①相談支援体制の整備 ②多様な支援ネットワークづくり ③重層的な相談支援体制の整備
	(3) 情報アクセシビリティの向上	①情報通信における情報アクセシビリティの向上 ②情報提供体制の充実 ③コミュニケーション支援の充実
	(4) 精神障害者の地域生活及び重篤化防止の体制整備	①精神に障害のある人の地域生活支援の推進 ②心の健康づくり対策の充実 ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
	(5) 障害者・家族等の高齢化への対応	①地域生活支援拠点等の整備 ②障害のある人や家族等の高齢化への対応
3 健康づくり	(1) 保健・医療の推進	①保健・疾病予防の推進 ②早期発見・早期療育の推進 ③ひきこもり等への対策
	(2) 医療に対する支援の充実	①医療費への支援 ②医療的ケアに対する支援 ③精神疾患に対する支援
4 人づくり	(1) 療育・教育体制の整備	①障害のある児童の療育・保育における支援体制の充実 ②障害のある児童の教育における支援体制の充実 ③人材の確保・定着への支援
	(2) 子どもと家庭への支援の強化	①相談・支援体制の充実 ②家庭への情報提供及び保護者同士の交流の促進
	(3) 雇用支援・就労環境の整備	①障害のある人の就労機会・場の拡大 ②障害者雇用に対する企業等の理解の促進
	(4) 社会参加の促進	①文化・レクリエーション活動の充実 ②スポーツに親しめる環境の整備
5 安全・安心づくり	(1) 生活環境の整備	①バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備 ②安全な移動・交通対策の推進
	(2) 防犯・防災対策等に係る整備	①地域防犯・防災体制の充実 ②感染症対策の推進

## 第4章 施策展開

### 基本目標1 地域づくり

#### (1) 相互理解の促進

##### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、「障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験」がある人の割合は、障害のある当事者で47.4%、障害のある児童の保護者で33.3%となっています。また、世羅町での障害のある人に関する理解が「進んでいると思わない」人の割合は、町民で25.3%であり、「進んでいると思う」人の割合（15.7%）を上回っています。

すべての住民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに暮らすことができる地域社会を実現するため、障害のある人に関する理解を深めていく必要があります。

##### 《今後の方向性》

地域の様々な場において障害を理由とする差別の解消を進めるため、各種広報や啓発活動を推進します。

また、町民全体が障害のある人や障害に関して正しく理解するための機会の確保に向け、広報紙や講演会、研修等による啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習等の場において普及啓発を推進します。

#### ① 障害のある人への理解を深める啓発の推進

	障害のある人への理解と認識を深める啓発の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙や啓発冊子、ホームページ、各種講座等を通じた啓発・広報活動の充実を図ります。</li><li>● 関係機関・団体と連携した講演会や講座等の充実を図ります。</li><li>● 障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）や発達障害啓発週間（4月2～8日）の期間に合わせ、啓発事業等を行います。</li><li>● 広島県と連携し、「あいサポートプロジェクト*」を推進します。</li></ul>			

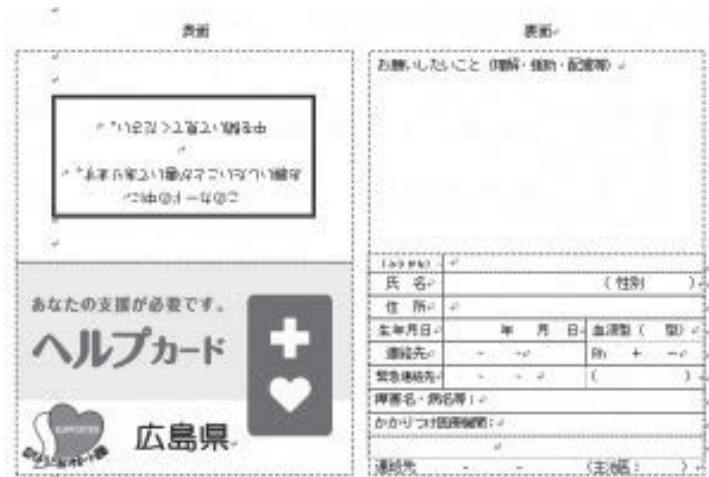
\*あいサポートプロジェクト…今後の障害者施策の基軸となるもので、障害のある人の地域生活の充実や就労の確保のため、福祉・企業・地域等の結び付きを強める取組です。

	地域の各種団体に対する啓発の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動の中心的な推進役である社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめとする地域の各種団体との連携や支援を強化し、啓発活動の推進を図ります。</li> </ul>			
	ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた障害のある人への理解促進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外見上分かりづらい障害のある人にヘルプマークを持ってもらうことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進するとともに、ヘルプマークについての住民や地域の各種団体等への啓発を行い、障害のある人への理解を促進します。</li> </ul>			

【図 ヘルプマーク】



【図 ヘルプカード】



② 福祉教育の推進

	学校教育における福祉教育・学習活動の充実	担当課	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校の総合的な学習の時間等を活用し、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、児童生徒の障害のある人に関する正しい理解や認識を深める教育を推進します。</li> <li>● 小・中学校における障害福祉教育の実践の場として、ボランティア活動への参加や機会の場の充実を図ります。</li> </ul>			
	人権教育・啓発の充実	担当課	町民課・社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習等の場に障害のある人に関する課題を積極的に取り入れる等、相互の人権を尊重し、共生していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、地域の各種団体と連携し、多様な学習機会や啓発活動を推進します。</li> </ul>			

### ③ 地域における交流機会の推進

障害者団体への活動支援	担当課	福祉課・学校教育課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 自治センター等を活用し、年齢や障害等に関係なく、地域住民が気軽に集える場づくりやふれあえる機会づくりに努めます。</li><li>● 小・中学校における障害のある人と児童生徒との交流機会の確保、交流学习の実施等により、相互に支え合う意識の醸成、障害に対する理解を深めます。</li><li>● 障害者（当事者・家族・支援者）団体が行う自主的活動に対して助言を行う等、活動を支援します。</li></ul>		



## (2) 権利擁護の推進

### 《現状と課題》

広島県の令和3（2021）年度の養護者、事業所等による障害者虐待の認定者数は、ともに前年度より増加しています。

また、障害のある人が、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービス利用につながらないケースがあります。

アンケート調査の結果では、「成年後見制度」について「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は障害のある当事者で28.4%、障害のある児童の保護者で43.5%、成年後見制度の相談窓口を「知っている」と回答した人の割合は障害のある当事者で8.3%、障害のある児童の保護者で10.1%といずれも低くなっています。

障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）を適切に運用するとともに、相談や支援体制の充実を図る等、権利擁護の取組を推進することが重要です。

### 《今後の方向性》

地域の関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、障害者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

また、「第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画※」に基づき、成年後見制度の利用支援、普及啓発を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、権利擁護センターの充実や中核機関の役割を整備し、権利擁護に係る相談体制の充実を図ります。

※115ページに「第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画」を掲載しています。

#### ① 虐待防止の推進

障害者虐待防止への取組の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人をはじめとする虐待防止に対する理解を深める研修を実施し、啓発に努めます。また、相談・通報窓口の周知を行います。</li> <li>● 障害者虐待防止法に基づき、虐待通報・相談の受付を行うとともに、通報受付後は関係機関と連携を図り、適切な支援につなげます。</li> <li>● 広島県と連携を図り、施設等において障害者虐待防止の指針に沿った取組が行われるよう、必要な啓発等を行います。</li> <li>● 世羅町自立支援協議会において、障害のある人の虐待防止の協議や事例検討を行い、虐待防止や虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援に向けた取組を推進します。</li> </ul>		

	虐待等防止のネットワーク体制づくり	担当課	福祉課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人をはじめ、子どもや高齢者等の虐待やネグレクト、いじめ防止について早期の発見や相談対応が行えるよう、地域での身近な相談者である母子保健推進員や民生委員・児童委員等を対象とした研修を開催し、連携を強化します。</li> <li>● 広島県東部こども家庭センター、子ども家庭総合支援拠点*、相談支援事業所や地域包括支援センター等の相談機関を中心とした関係機関・団体等の関係者との虐待防止ネットワークの強化を図り、虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。</li> </ul>			
	世羅町要保護児童対策地域協議会* の運営	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「世羅町要保護児童対策地域協議会」において必要な情報交換や支援内容の協議等によって連携し、要保護児童または要支援児童の適切な支援を行います。</li> </ul>			

\*子ども家庭総合支援拠点・・・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う機関です。

\*要保護児童対策地域協議会・・・虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るために、地域の関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために協議を行う組織です。

② 成年後見制度の推進

成年後見制度*利用促進基本計画の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人や高齢者等の権利擁護を推進するため、「第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の周知及び利用支援を図ります。</li> <li>● 成年後見制度の利用に関する支援、困難なケースに適切に対応できる体制整備等を目的とし、法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会の設置に取り組めます。</li> <li>● 権利擁護支援の必要な人に対し、早期の段階からの相談・対応のできる体制の整備、意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を図るため、地域連携ネットワークを強化します。</li> <li>● 地域連携ネットワークの中核機関である権利擁護センター“ほっと”（社会福祉協議会）において、地域の権利擁護支援の機能を果たすよう相談機能、広報機能を中心に取組を推進します。今後は、本人の特性や課題に対し、適切に支援が行えるよう後見人等候補者を選定する受任調整会議の充実や法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制の強化を目的とした協議会の設置、運営を行います。</li> <li>● 自らの意思で障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進し、成年後見制度の適切な利用の促進に向けて取り組めます。</li> </ul>		
権利擁護の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センター“ほっと”（社会福祉協議会）において、判断能力が不十分なため、契約や財産管理等が困難な人の権利を守るため、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「かけはし」*の周知とその活用を図り、権利擁護を推進します。</li> </ul>		

\*成年後見制度・・・判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断能力を補い保護支援する制度です。

\*福祉サービス利用援助事業「かけはし」・・・高齢や障害があることにより、福祉サービスの利用や各種契約について判断することに不安のある人を対象に、各種福祉サービスの利用に関する相談や金銭管理の支援等を行う事業です。

### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、障害のある当事者で「障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験」がある人の割合は47.4%、「合理的配慮の提供が不十分と感じた経験」がある人の割合は12.4%となっています。また、町民で、「障害者差別解消法」について「言葉も内容も知っている」人の割合は12.9%、「合理的配慮の提供」について「言葉も内容も知っている」人の割合は8.4%と低い状況となっています。

令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。行政機関等や事業者においては、事務・事業を行うにあたり、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

#### 《今後の方向性》

障害者差別解消法、合理的配慮に関する住民や地域の各種団体、事業者等の理解を深めるための啓発を推進します。

また、障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めるため、合理的配慮の提供に努めます。

#### ① 合理的配慮の提供

	障害者差別解消法に関する啓発の充実	担当課	福祉課
● 改正された「障害者差別解消法」や「合理的配慮の提供」に関する啓発を図り、住民や事業者、地域の各種団体等の理解を促進します。			
	合理的配慮に関する環境整備の推進	担当課	関係課
● 一人一人が過ごしやすい社会を実現するために、それぞれの障害の特性や困りごとに合わせた配慮が行われるよう、行政・学校・企業等の事業者に対して情報発信に努めます。			
	障害者差別解消支援地域協議会の設置	担当課	福祉課
● 世羅町自立支援協議会権利擁護部会に、障害者差別解消支援地域協議会の機能を置き、障害者差別解消に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行い、障害者差別解消に向けた取組を推進します。			



	町政における合理的配慮の提供	担当課	福祉課・総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世羅町職員対応要領に基づき、不当な差別的取扱いが発生しないよう、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行い、また、研修等の場を活用し、職員の理解を深めます。</li> <li>● 選挙において、障害のある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。</li> </ul>			



## 基本目標2 体制づくり

### (1) 地域における生活支援の充実

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」の割合が障害のある当事者で67.5%、障害のある児童の保護者で58%と高く、障害のある当事者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が39.6%となっています。また、障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することとして「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が上位となっています。

障害のある人がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設、利用方法等に関する情報提供の充実を図るとともに、選択するための支援が必要です。さらに、障害のある人への支援活動に参加意向がある住民を、活動の場への参加や交流等につなげる仕組みづくりや環境づくりが重要です。

#### 《今後の方向性》

障害等のある人の地域生活を支えるために必要なサービスや、在宅生活を支える各種サービスや経済的な支援を行うとともに、サービス提供事業者と連携し、サービスの質の向上及びサービス提供人材の確保に向けた取組を推進します。

また、地域のサービス提供体制を整備し、安心して自立した生活を送ることができ、地域づくりの構築を推進するとともに、情報提供体制の充実を図ります。

#### ① 障害福祉サービス等の充実

障害福祉サービス等基盤の整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人の障害特性や障害の程度に応じた障害福祉サービスが継続して提供できるようサービス量の確保・充実に努めます。</li><li>● 制度改正等に対応し、サービス提供体制を整備します。</li></ul>		
地域生活支援事業の充実	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、地域生活支援事業の充実と周知を図ります。</li></ul>		

強度行動障害*や高次脳機能障害*に対する支援体制の充実	担当課	福祉課・健康保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害特性等の社会全体のさらなる理解の促進に向けた研修会の開催や広報・啓発活動に努めます。</li> <li>● 専門的な知識向上のための人材育成の充実を図ります。</li> </ul>		

\*強度行動障害・・・自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動等本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

\*高次脳機能障害・・・一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語等の認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

## ② 地域での生活支援の充実

居住の場の確保・整備	担当課	福祉課・建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、グループホームの整備を促進するとともに、近隣住民の理解を深め、安心して生活できる環境づくりに努めます。</li> <li>● 町営住宅において、個々の障害の特性や多様なニーズに配慮した改善を行うとともに、障害のある人の町営住宅への入居を優遇する仕組みについて、引き続き適切な運用と充実を図ります。</li> <li>● 住宅で障害のある人が安心して生活するため、改修等を行う際に費用を補助する等の支援を行います。</li> <li>● 広島県あんしん賃貸支援事業やNPO団体の支援の情報提供を行う等、民間賃貸住宅への入居等についての相談支援を行います。</li> </ul>		

日中活動の場の確保	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が地域住民の理解や必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送ることができるよう、また、広く住民と交流ができるような日中活動の場の確保に努めます。</li> </ul>		

家族介護者の支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族介護者が休息の時間を確保できるよう、障害福祉サービスや地域の病院へのレスパイト入院等の情報提供を行い、利用を促進します。</li> <li>● 障害のある人やその家族に対する支援を充実させるとともに、ピアサポート*支援体制等を整備します。</li> <li>● 家族介護者の相談に迅速に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。</li> </ul>		

\*ピアサポート・・・同じような立場にある仲間同士(ピア)の支え合いです。

	地域生活支援拠点等*の整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の重度化や高齢化を見据え、介護者の緊急時等に速やかな対応を行うとともに、相談や体験の機会・場、緊急時の受け入れや専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを整備します。</li> </ul>			
	ごみ出しサポート収集事業	担当課	町民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自ら地域のごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯、かつ、別居の家族や近所の人等に協力が得られない世帯に対し、自宅の玄関先等に出された家庭ごみの収集と、声かけを行います。</li> </ul>			

\*地域生活支援拠点等・・・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

### ③ 経済的支援の充実

	手当・助成等の支給	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人等やその家族に対して、各種手当や助成等を周知し、受給資格を有する障害のある人等が、確実に手当・助成等を受給できるよう支援します。</li> </ul>			
	各種制度の活用	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費の助成制度、広島県心身障害者扶養共済制度等、各種制度の周知、ケースに応じた制度の案内等により、障害のある人等やその家族の経済的不安の解消を図り、安心して暮らせるよう支援します。</li> </ul>			

### ④ 地域での支え合いの活動の推進

	小地域福祉活動の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会が実施する事業において各自治センターをはじめ、民生委員・児童委員やボランティア、各種団体等、地域に根差した小地域福祉活動を推進し、地域の障害のある人等に対する声かけ・見守り等を推進します。</li> <li>● 社会福祉協議会が実施する「かるやかてごねっと*」の利用促進を図ります。</li> </ul>			
	障害者団体等の自主的活動の促進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の社会参加促進に向けて、障害者団体の自主的活動を推進するとともに、会員の高齢化や減少する現状を踏まえ、団体会員増のための啓発を推進します。</li> </ul>			

	ボランティア等の育成・支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域全体で障害のある人やその家族等を支えるため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアを担う人材の確保や研修、情報提供、活動の場の提供、交流等、ボランティア育成の機能強化に取り組めます。</li> </ul>			

\* かるやかてごねっと・・・地域の中でちょっとした手助け、支援ができる人と、手助け、支援を受けた人が登録し、サービスをやりとりする活動です。

## (2) ライフステージに応じた相談支援体制づくり

### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、相談支援体制について「現在の状態で十分」と回答した人の割合は、障害のある当事者で36.1%、障害のある児童の保護者で60.9%となっています。また、福祉や生活に関する相談体制として希望することとして、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに、「どんなときにどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も高く、次いで「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」となっています。

障害のある人や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえ、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上を図る必要があります。また、複合的な課題に対応するため、庁内の関係課、地域の関係機関・団体等との連携体制の強化を図ることが重要です。

### 《今後の方向性》

障害のある人の一人一人のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援が行われるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域の関係機関・団体等との連携強化を図り、重層的、包括的な支援体制の構築を推進します。

#### ① 相談支援体制の整備

	基幹相談支援センター*の整備に向けた取組	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の実情に応じた基幹相談支援センターの設置をめざし、町内の相談支援事業所の支援を行うほか、障害のある人やその家族からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。</li> </ul>			

\* 基幹相談支援センター・・・地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を行います。

	相談支援事業の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援事業を推進し、障害のある人が地域での生活を継続するための支援や、必要とするサービスの利用へつなげる支援を行います。</li> <li>● 相談支援事業所と連携し、地域生活に移行する際に必要となる手続きや相談ごとに対応する等、相談支援体制を強化します。</li> <li>● 世羅保健福祉センター等において、障害のある人や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービス利用援助等の必要な支援を行います。</li> <li>● 研修等を通じ、各種相談員の質の向上に努めます。</li> <li>● 相談窓口について、広報紙やホームページ、パンフレット等でわかりやすく紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して周知を図ります。</li> </ul>			
	乳幼児期における相談体制の充実	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠、出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となった切れ目のないサポート体制（ネウボラ*）により、保健師・保育士等の専門職による情報の提供・助言・子育てサービス利用等、各種相談に応じ、必要な支援を行います。</li> <li>● 臨床心理士をはじめとする、発達障害等の専門的な相談に対応できる体制づくりを進めます。</li> </ul>			
	学齢期における相談体制の充実	担当課	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健学習、保健指導、定期健康診断等の学校保健を通じて、小・中学校の児童生徒に、きめ細やかな心や体に関する保健活動を実施します。</li> <li>● 町内小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を整備します。</li> <li>● 教育相談所「高野塾」指導員等による支援や臨床心理士による教育相談を実施します。</li> </ul>			
	ケアマネジメント*体制の充実	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切に行えるよう、相談支援事業所等において人材の確保や、利用者一人一人の特性やニーズに対応したケアマネジメントの仕組みづくりを進め、円滑な計画相談支援の提供を図ります。</li> </ul>			

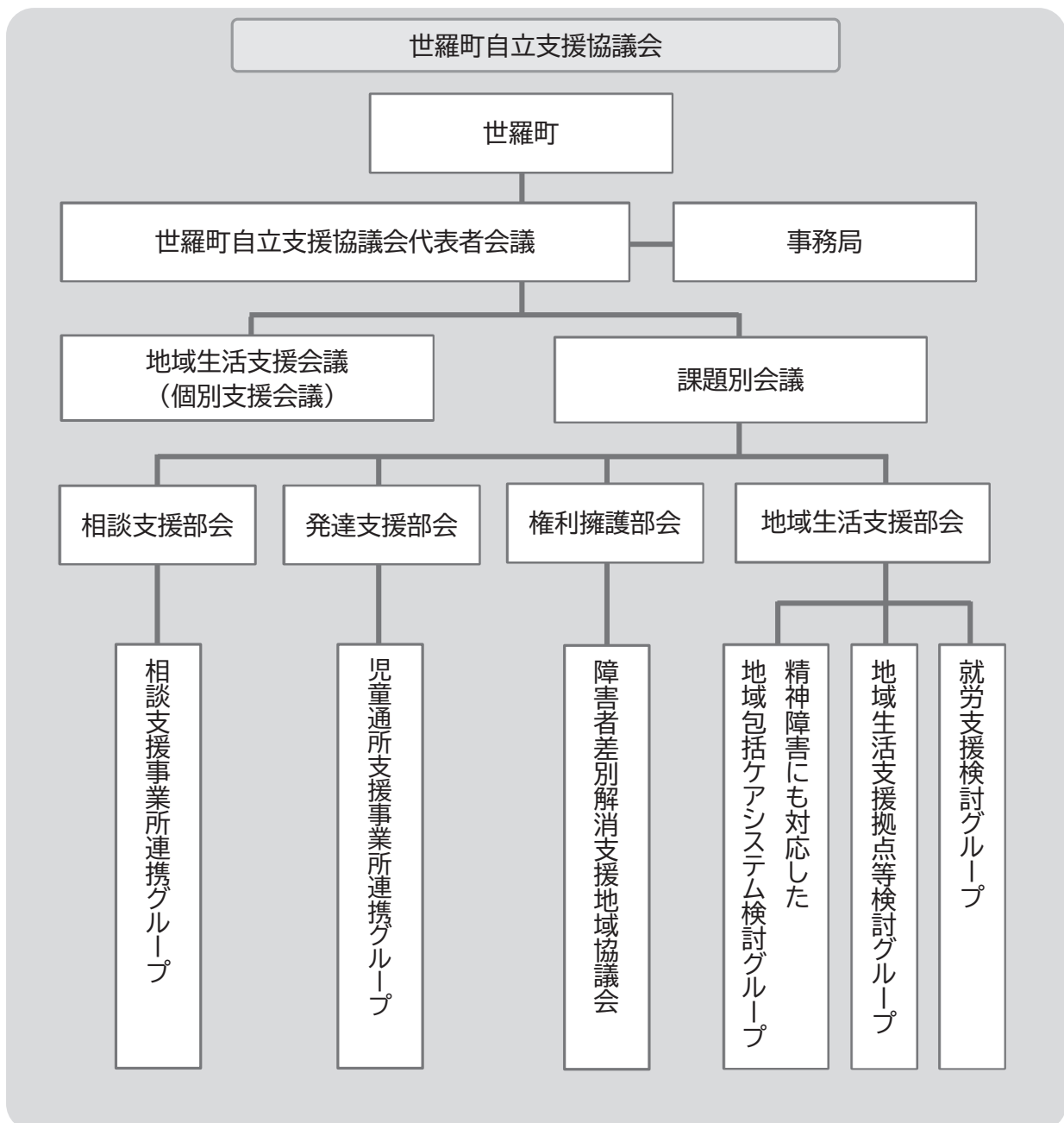
\*ネウボラ・・・フィンランド語で「アドバイスの場」を意味し、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップで切れ目のないサポート体制のことです。

\*ケアマネジメント・・・障害のある人が適切な保健、医療、福祉、教育、雇用等のサービス等を受けられるように調整し、提供する仕組みです。

② 多様な支援ネットワークづくり

世羅町自立支援協議会を中心とした機能強化	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世羅町自立支援協議会を中心とし、保健・医療・福祉・教育・雇用等の様々な関係機関・団体と連携し、障害福祉サービス等をはじめとする障害者施策全般の課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。</li> <li>● 相談支援部会や地域生活支援部会において個別の事例検討を行う等、関係機関の連携及び調整機能の強化を図ります。</li> </ul>		

【図 世羅町自立支援協議会体制図】



	関係機関のネットワークの充実	担当課	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世羅町自立支援協議会を中心とし、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関、サービス事業者や民間団体等とネットワークの強化を図り、専門的・継続的な支援体制を整備します。</li> <li>● 子育て世代包括支援センター「だっこ」、保育所・認定こども園と連携し、障害の早期発見から適切な医療・サービスの利用につなげます。</li> </ul>			
	当事者・家族の交流の場	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託相談支援事業所と連携して、障害のある人とその家族が気軽に利用でき、情報交換等ができる交流の場の提供や周知を推進します。</li> </ul>			

### ③ 重層的な相談支援体制の整備

	重層的な相談支援体制の整備	担当課	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害、介護、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー*等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を整備するとともに、生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 社会や人との関わりが困難な人等、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。</li> </ul>			
	子育て世代包括支援センターの運営	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世代包括支援センター「だっこ」において、妊産婦等からの様々な相談に応じ、必要なサービスにつないだり、関係機関と連携したりする等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。</li> </ul>			
	児童発達支援センターの整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中核的な支援施設である児童発達支援センターを地域の実情に合わせ整備し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ります。</li> </ul>			

\*ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることで、学業や友人関係に影響が出てしまっている子どものこと。



### (3) 情報アクセシビリティの向上

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、障害や福祉サービスに関する情報を「入手できている」と回答した人の割合は障害のある当事者で27.9%、障害のある児童の保護者で55.0%となっています。

令和4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

#### 《今後の方向性》

障害の特性に配慮した様々な方法による、生活や福祉、サービス等についての情報提供とともに、視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通が困難な障害のある人への情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。

また、ICT（情報通信技術）を利活用した障害のある人のコミュニケーション支援を推進します。

#### ① 情報通信における情報アクセシビリティの向上

	情報通信における情報アクセシビリティ*の向上	担当課	企画課・学校教育課・福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人や家族等が、障害福祉の制度やサービスを利用するために必要な情報をより手軽で簡単に入手できるようにするため、新たにスマートフォンアプリ等を活用した「障害福祉情報発信アプリ」の導入を推進します。</li> <li>● ホームページや公式LINE等により、情報を得ることができる環境づくりに努めます。</li> </ul>		
	読書バリアフリー*の推進	担当課	社会教育課・学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町立図書館、学校図書館において、障害等により一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える障害のある人の読書環境の整備に努めます。</li> <li>● 電子書籍（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック等）や点字図書、拡大図書等の導入を検討します。</li> </ul>		

\*アクセシビリティ…「利用のしやすさ」を表します。

\*読書バリアフリー…障害の有無にかかわらずすべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられること。

## ② 情報提供体制の充実

	多様な媒体の活用と情報提供のバリアフリー化	担当課	企画課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、電子メール、携帯アプリ、ケーブルテレビ等、情報通信技術を活用した情報提供の充実を図ります。</li> <li>● 音声情報の提供やホームページの読み上げ機能の付加等、情報提供のバリアフリー化を進めます。</li> </ul>			
	情報提供体制の充実	担当課	企画課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 聴覚障害、視覚障害等に配慮した、ホームページのアクセシビリティ向上を図ります。</li> <li>● 災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制を整備します。</li> </ul>			

## ③ コミュニケーション支援の充実

	コミュニケーション支援の充実	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手話通訳者、要約筆記者の派遣等による支援の充実を図ります。</li> <li>● 社会福祉協議会等と連携し、手話奉仕員等の養成、確保に努めます。</li> <li>● 日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）の利用を促進し、障害のある人の意思疎通を支援します。</li> <li>● 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、ニーズに応じた支援体制を整備します。</li> </ul>			



## (4) 精神障害者の地域生活及び重篤化防止の体制整備

### 《現状と課題》

近年、本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。一方で、精神に障害のある人の地域生活への移行は困難な状況にあります。

国において、平成29（2017）年に精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざすことを新たな理念として明確にされました。

精神に障害のある人が、住み慣れた地域の一員として、周囲の人たちと関わりながら自立した生活を送ることができるよう、地域の関係機関・団体等と連携を図り、体制を整備する必要があります。

### 《今後の方向性》

地域の関係機関・団体等と連携を図り、精神に障害のある人の地域移行・地域定着を推進します。

また、地域の様々な場において精神障害に関する正しい理解を深めるための啓発を推進するとともに、精神に障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の支援体制の構築を推進します。

#### ①精神に障害のある人の地域生活支援の推進

	地域移行支援・地域定着支援の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科病院に入院している等、地域生活に移行するために支援が必要な精神に障害のある人に、障害福祉サービス事業所等への同行や住宅の確保、連絡体制構築や緊急対応等の退院・退所支援に取り組むことにより、地域移行・地域定着を推進します。</li> </ul>			
	家族会・当事者団体への支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不安や悩みを抱えた人同士が互いに支え合えるよう、話し合える場を設置する等、家族会・当事者団体への支援の充実を図ります。</li> </ul>			
	地域移行への支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条件が整えば退院が可能な精神に障害のある人について、県との連携のもと、実態把握に努めるとともに、世羅町自立支援協議会による保健・医療・福祉の連携により総合的な支援体制づくりに努めます。</li> <li>● 地域社会とのつながりが持てるよう、個々の状況に応じて、活動や体験ができる場の確保を進めます。</li> </ul>			

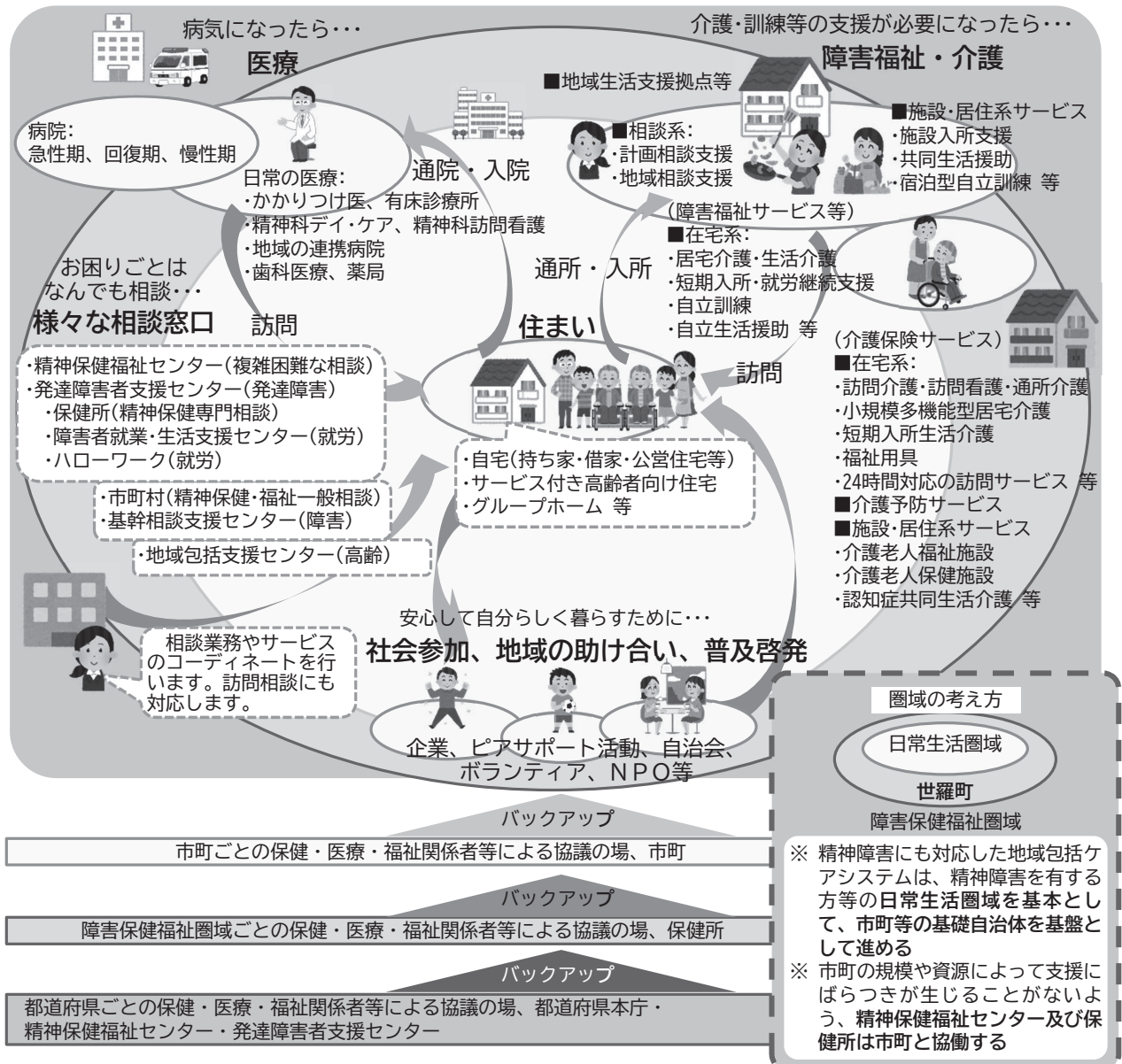
## ② 心の健康づくり対策の充実

	精神疾患に関する正しい理解の促進	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心の健康づくりに関心を持ち、うつ病等の精神疾患やひきこもり、精神障害に対する正しい認識と理解を深めることを目的として、「心の健幸づくり講演会」や出前講座を実施します。</li> </ul>			
	精神疾患の早期発見・対応の充実	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神疾患の早期発見・早期治療につながるよう、心の健康相談を実施します。</li> <li>● 心身喪失等の状態で他者等に対する重大な加害行為を行った人に対して、適切な医療の確保や社会復帰を推進します。</li> </ul>			
	相談支援体制の充実	担当課	学校教育課・健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図ります。</li> <li>● 思春期における心の問題や心的外傷体験を受けた人のケアに対応する専門家の確保、地域における相談体制の充実を図ります。</li> </ul>			

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	担当課	福祉課・健康保険課 関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、世羅町自立支援協議会地域生活支援部会を中心とした地域の保健・医療・福祉・雇用等の様々な関係機関・団体、地域住民と連携し、重層的な連携による支援体制を構築します。</li> <li>● 精神に障害のある人の「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を行う体制を整備します。</li> <li>● 精神疾患や精神障害に関して正しく理解するための住民への啓発を行います。</li> </ul>		

【図 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム】



## (5) 障害者・家族等の高齢化への対応

### 《現状と課題》

本町においては障害のある人やその家族の高齢化が進んでいます。

アンケート調査の結果では、日常生活で介助の中心となる家族の年齢は「60～69歳」の割合が39.4%、70歳以上の割合が21.2%であり、介助者の高齢化が表れています。また、障害のある児童の保護者では、子どもの将来に対する不安、悩みについて、約3割の人が「親の死後の子どもの世話のこと」と回答しています。

障害のある人が高齢となっても、必要なサービスを受けることができる体制とともに、高齢の介助者の負担や不安を軽減するための支援体制が必要です。

### 《今後の方向性》

介護保険分野における地域包括ケアシステムの構築等の取組との連携を図りながら、障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた「地域生活支援拠点等」を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図ります。

#### ① 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備(再掲)	担当課	福祉課
障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所、体制である「地域生活支援拠点等」の整備に向けて取組を推進します。		

【図 地域生活支援拠点等】



② 障害のある人や家族等の高齢化への対応

	地域包括ケアシステムの構築	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害のある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができることを目的とし、介護予防、介護保険サービス、医療、生活支援サービス、住まいを日常生活の場で適切に提供する体制である地域包括ケアシステムをさらに推進します。</li> </ul>			
	介護予防事業の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防事業により、高齢の障害のある人やその家族の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を図ります。</li> <li>● 地域の集いの場等への参加によって社会へのつながりを促し、生きがいや役割を持って生活することで、生活の質を向上させ、自立支援につなげます。</li> </ul>			
	介護保険サービス・福祉サービスの提供	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が高齢になっても介護保険制度により必要なサービスを受けられるよう、関係機関等と連携し、切れ目のない支援を行います。</li> <li>● 老障介護に対する支援として、柔軟にサービスを選ぶことができるよう、共生型サービスの提供体制の充実に努めます。</li> </ul>			
	地域見守り体制事業	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内で事業を行う事業者と地域見守り活動の協定を締結し、住民に関して何らかの異変を察知した場合に行政、民生委員・児童委員等へ通報する体制を整備します。</li> <li>● 通報があった場合には世羅町地域生活支援拠点等を活用し、安否確認等必要な支援を行います。</li> </ul>			

## 基本目標3 健康づくり

### (1)保健・医療の推進

#### 《現状と課題》

障害のある人の健康の保持、増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制とともに、障害の原因となる疾病の予防や早期発見による適切な支援につなぐ体制が重要です。

また、アンケート調査の結果では、障害のある当事者、障害のある児童の保護者ともに新型コロナウイルス感染症の影響によって体力が低下したという回答が挙がっています。そのような状況を把握し、身体機能の低下を防ぎ、改善するための取組が必要です。

#### 《今後の方向性》

保健・医療・福祉の連携を図り、障害の原因となる疾病の予防や、障害の早期発見による適切な支援を行うとともに、障害のある人が自ら健康づくりに取組めるよう、「健康せら21（第2次）」に基づき支援を行います。

#### ① 保健・疾病予防の推進

健康教育・健康相談の推進	担当課	健康保険課
● 障害のある人等やその家族の健康を維持するため、健幸セミナーや健康講座、特定保健指導等、生活習慣改善に重点を置いた健康教育・健康相談に関する事業を推進します。		
各種健康診査(検診)の推進	担当課	子育て支援課・健康保険課
● 安心・安全に妊娠期間を過ごすことができるよう、妊婦健康診査、産婦健康診査を実施します。		
● 子どもの健やかな成長を促すため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。		
● 障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療のため、特定健康診査*、がん検診等の健康診査の受診を勧めるとともに、障害のある人が健康診査等を受診しやすい環境を整備します。		
● 総合健診や保健指導を一部の自治センターで実施し、地域単位での健康意識の向上を図ります。		

\*特定健康診査…「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者に実施が義務づけられた健診で、40歳から74歳までの人を対象とした、生活習慣病予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健診です。



	健康づくりに関する情報の発信	担当課	子育て支援課・健康保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世代包括支援センター「だっこ」の保健師や保育士等の専門職による母子保健事業や子育て支援センター等、地域の身近な相談者・機関を通じた情報提供等を行い、子育て世代の健康づくりを進めます。</li> <li>● 女性がん検診の啓発として、成人式や乳幼児保護者へのオリジナル資料配布を行います。</li> </ul>			
	訪問指導の推進	担当課	福祉課・健康保険課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外出ができない障害のある人等を保健師等が訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図ります。</li> <li>● 訪問看護や訪問リハビリテーションとして、看護師や理学療法士、作業療法士等が利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を支援します。</li> </ul>			
	予防接種事業の実施	担当課	健康保険課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症予防のため、各種定期予防接種及び任意予防接種の助成事業を引き続き推進します。</li> </ul>			
	アルコール・薬物、ゲーム等の依存症対策の推進	担当課	健康保険課・子育て支援課・学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● アルコールや薬物等への依存による精神疾患や生活障害を防止するため、心の健康相談や講演会を開催するほか、薬物乱用防止月間を中心に広報紙やケーブルテレビ等による啓発活動等予防活動を推進します。未成年によるオーバードーズ*、ゲーム依存等の課題についても関係機関と連携して予防対策に努めます。</li> <li>● 飲酒が心身に及ぼす影響等の啓発を、学校、母子健康手帳交付時等様々な機会で行い、未成年者や妊娠中の飲酒を防ぐ取組を推進します。</li> </ul>			
	自殺予防対策の推進	担当課	健康保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● うつ病対策を中心とした自殺予防のための取組として、相談体制の充実を図ります。</li> <li>● 「心の健幸づくり講演会」をはじめとする、自殺予防に関する啓発活動を推進します。</li> <li>● 悩んでいる人に適切な対応ができるよう、介護支援専門員、民生委員・児童委員、各種相談窓口担当者等、多くの分野の人材を対象としてゲートキーパー*養成のための研修を行います。</li> </ul>			

\*オーバードーズ…薬の過剰摂取のことです。

\*ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。

## ② 早期発見・早期療育の推進

早期療育の推進	担当課	子育て支援課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査を実施し、発達障害等のスクリーニングを行い、早期療育等、必要な支援につなげます。</li> <li>● 臨床心理士等による専門的な相談や保育所・認定こども園等との連携のもと、児童の困り感や障害（特性）の早期発見・早期療育に努めます。</li> <li>● 障害のある乳幼児が早期から障害や発達の状況等に応じた指導が受けられるよう、広く関係専門機関との連携を図ります。</li> </ul>		

## ③ ひきこもり等への対策

ひきこもり等への支援	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひきこもりの状態にある人やその家族が、相談窓口や支援に役立つ情報を適切に得ることができるよう、様々な媒体を活用して情報発信を行います。</li> <li>● 町内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握するため、相談支援専門員や介護支援専門員、民生委員・児童委員等からの情報収集に努めます。</li> <li>● ひきこもりに関する正しい理解を深めるとともに、ひきこもり状態にある人やその家族を地域全体で支え合う機運の醸成が図られるよう、講演会や研修会を行います。</li> <li>● ひきこもり状態にある人を早期に把握し、適切な支援機関につなげられるよう、関係機関の連携体制の構築に努めるとともに、町内の事業所等を活用した居場所の確保等に取り組めます。</li> </ul>		

## (2)医療に対する支援の充実

### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、地域で生活するために必要な支援として「在宅で医療ケア等が適切に得られること」の割合は障害のある当事者で33.1%となっています。

障害のある人が必要な医療的ケアやリハビリテーション等を安心して受けることができる地域の体制が重要です。

### 《今後の方向性》

医療費等の助成制度を周知し、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

また、医療を必要とする障害のある人が治療や在宅でのケアを適切に受けることができるよう、医療体制の充実に向けた働きかけを行うとともに、医療についての情報提供や相談の充実を図ります。

### ① 医療費への支援

	医療費の助成	担当課	福祉課・健康保険課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療、福祉医療等の周知や状況に応じた情報提供を行い、障害のある人の医療費に係る負担軽減を図ります。</li> </ul>			

### ② 医療的ケアに対する支援

	医療機関との連携強化	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅医療を支える中核的な事業である訪問看護ステーションやその他医療機関と連携を図り、医療的ケアを支援する体制の充実を図ります。</li> <li>● 来院が困難な人を対象に、訪問看護や訪問リハビリサービスの提供を推進します。</li> </ul>			
	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び療育支援体制の整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケア児支援に係る関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、療育支援の体制整備を推進します。</li> <li>● 医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。</li> </ul>			
	医療的ケアが必要な人に対する支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアが必要な人の日中活動を促進し、家族等の介護負担を軽減するため、広域的な通所事業所の利用の促進や児童福祉施設や通所施設等において看護師等の配置を促進するとともに、介護職員の研修機会の充実に努めます。</li> </ul>			

### ③ 精神疾患に対する支援

	精神科救急医療体制の推進	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県精神科救急医療システムの活用や、保健所等関係機関と連携を図り、人権に配慮した適正な医療の確保に努めます。</li> </ul>			
	身近な地域での医療提供体制の整備	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立世羅中央病院では、精神科の整備に向けて、近隣の精神科病院に医師の派遣等を依頼しており、早期発見、適切な治療につなげることができるよう、医療の継続的な提供に向けた取組を推進します。</li> <li>● 住民への医療に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>			
	心の健康相談・精神保健福祉相談	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神疾患の早期発見・早期治療につながるよう、心の健康相談、精神保健福祉相談を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>			

## 基本目標4 人づくり

### (1)療育・教育体制の整備

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、障害のある児童の保護者の現在の不安や悩み、子どもの将来的な不安や悩みともに、「教育・学習のこと」の割合が最も高くなっており、保護者は、「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」、「就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい」と望んでいます。

障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、障害のある児童が保育所や認定こども園、学校において、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援、教育を受けられる環境づくりが重要です。

#### 《今後の方向性》

療育や教育について、関係機関が相互に連携し、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進するとともに、教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、保育所、認定こども園、学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。

さらに、医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援を含め、多様化する障害のある児童や保護者のニーズへの対応を図ります。

#### ① 障害のある児童の療育・保育における支援体制の充実

障害児保育の充実	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各保育所、認定こども園における障害のある児童の受入れ体制の整備を進めます。</li><li>● 医療的ケアの必要な障害のある児童の受入れについて、専門的な人材を確保し、体制を整備します。</li><li>● 障害のある児童が安全・安心に保育を受けることができるよう、保育所、認定こども園の施設及び設備の充実を図るとともに職員の意識啓発を行います。</li></ul>		
療育支援事業の充実	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 発達や発育に心配のある健診後の乳幼児や就学前児童の発達特性に応じた早期の支援を行うため、関係機関と連携し、臨床心理士による相談支援や親子教室等を開催します。</li></ul>		

	障害児発達支援の推進	担当課	福祉課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援、保育所等訪問支援等により、心身等の発達に課題のある児童が適切な早期療育が受けられるよう支援を行います。</li> <li>● ニーズに応じた障害児通所支援が利用できるよう、事業所等と連携し、相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。</li> </ul>			
	放課後対策等の推進	担当課	子育て支援課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の就労支援や児童の居場所づくりとして、庁内の関係課が連携を図り、放課後児童クラブにおいて指導員の専門性と質の向上を図るとともに、障害の状況に応じた職員の配置等の受入れ体制を整備します。</li> </ul>			
	子育てに関する相談の充実	担当課	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8（2026）年度までに町こども家庭センター*（仮）を設置し、引き続き保健師・保育士・栄養士等による育児相談、育児指導等を行い、相談体制の充実を図るとともに、支援を必要とする子どもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。</li> </ul>			

\*こども家庭センター…子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び子どもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで、切れ目なく対応する機関です。

## ② 障害のある児童の教育における支援体制の充実

	小・中学校における特別支援教育の充実	担当課	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童一人一人のニーズに応じた特別支援教育を実施するとともに、教育補助員・介助員等の配置等、体制の充実を図ります。</li> <li>● 校内委員会やケース会議等の協議をはじめ、その他の教育、医療、福祉等の関係機関との連携のもと、個別のニーズに応じた教育を推進する体制づくりを推進します。</li> <li>● 小・中学校における障害のある児童（医療的ケア児を含む）受入れ体制の整備を進めます。</li> <li>● 特別支援学校との連携の強化を図り、幅広い分野の専門知識や技術を、小・中学校教育において総合的に活用します。</li> </ul>			
	特別支援教育に対する地域の理解の促進	担当課	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童の社会で生き抜く力を育てるとともに、地域において特別支援教育への正しい理解や認識を一層深め、支援が進められるよう、啓発活動を推進します。</li> <li>● 学校行事等に地域住民の参加、協力を呼びかけ、障害のある児童とのふれあいを通して、相互理解を図ります。</li> </ul>			

	就学相談・進路指導の充実	担当課	学校教育課・ 子育て支援課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学前児童において、就学前調査を実施し、発達状態の把握及び適切な就学相談・指導を行います。</li> <li>● 児童生徒や保護者の進路希望を把握し、必要な情報提供を行うとともに、卒業後、自立した生活を送るための生活学習や、企業経営者からの講話や卒業生との交流、職場体験を通じて社会参加の意欲の高揚を図ります。</li> </ul>			
	幼保小連携・小中連携の充実	担当課	学校教育課・ 子育て支援課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世羅町幼保小連携協議会* において、保育所、認定こども園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、小学校及び関係機関が連携し、教育上特別な支援を必要とする児童の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を協議し、将来的な自立をめざす取組を進めます。</li> <li>● 各中学校区で小中連携を図り、継続的に個に応じた適切な指導や支援を進めます。</li> </ul>			
	教育の場における施設・設備の充実	担当課	学校教育課・ 子育て支援課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童個々に応じた適切な方法で教育を受けることができるよう、学校施設のバリアフリー化や視聴覚機器の活用等、学校の施設や設備の充実を図ります。</li> <li>● 障害のある児童の通学を含む移動に係る支援の充実を図るため、関係機関等との連携を図ります。</li> </ul>			
	インクルーシブ教育システムの構築	担当課	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童と障害のない児童ができるだけ同じ場でともに学ぶことをめざしたインクルーシブ教育*システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、条件整備を進めるとともに、多様で柔軟な仕組みづくりを推進します。</li> </ul>			

\*幼保小連携協議会・・・保育所、認定こども園、小学校及び関係機関で構成し、各小学校区内における教育上特別な支援を必要とする児童の将来的な自立をめざすことを目的に、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援に係る連携・協議を行います。

\*インクルーシブ教育・・・多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセスのことです。

### ③ 人材の確保・定着への支援

	保健師・保育士・教職員の資質の向上	担当課	学校教育課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健師、保育士や教職員等の障害に関する理解、指導に係る知識を深めるための研修会へ参加します。また、特別支援教育研修会等による障害に関する講義・演習の実施、校内研修による障害児教育の評価・改善等の充実を図ります。</li> </ul>			

	メンタルヘルス研修の実施支援	担当課	健康保険課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の負荷によるストレスの軽減に向け、メンタルヘルス研修の情報提供や研修等の実施支援を行います。</li> </ul>			
	人材の確保・定着への支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務の簡素化として、利用者情報・実績記録・支援記録等の情報を一元管理し、集計作業や帳票の作成までシステムが自動で行うことができるシステムの導入や、タブレット型タイムカードで、日々の通所実績の管理や訪問サービスの記録のデジタル化等の導入に向けて事業所等に働きかけます。</li> <li>● 職員の離職防止や定着促進として、職場環境の改善に向けた研修会や職員のメンタルヘルス研修等、事業所向けの研修会等の情報提供を行い、積極的な活用を推進します。</li> <li>● 福祉に携わる人材の確保及び定着と資質の向上を図ることを目的に、福祉に関する資格取得のために資格試験又は研修に係る費用の支援を行います。</li> <li>● 将来にわたって障害福祉サービスの内容を維持し、向上していくため、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用や導入等を支援します。</li> </ul>			

## (2)子どもと家庭への支援の強化

### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、地域で生活するために必要な支援について、障害のある児童の保護者で「身近な地域において気軽に相談できる体制の整備」と回答した割合が59.4%と最も高くなっています。また、障害のある児童やその家族が集う場所について、「必要だと思う」人の割合は78.3%となっています。

障害のある児童とその家族が、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けることができるとともに、孤立することなく、地域の一員として、支え合う地域づくりを進める必要があります。

### 《今後の方向性》

障害のある児童の保護者や家族の悩みや不安を解決するため、一人一人のニーズに応じた多様な療育支援や相談支援体制のさらなる充実を図ります。

また、保護者同士の交流の場づくりを進めるとともに、地域の関係機関・団体等と連携を図り、地域で支え合う体制の充実を図ります。

① 相談・支援体制の充実

	障害児相談支援事業の充実	担当課	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある児童やその家族からの各種相談に専門的に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助等必要な支援を行います。</li> <li>● 必要なサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう情報提供の充実を図ります。</li> <li>● サポートファイル*を活用した情報共有を進めるとともに、より効果的に利用できるよう検討を行います。</li> </ul>		
	障害のある児童に対する理解を促す教育の推進	担当課	学校教育課・福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的な学習の時間等を活用し、町内の学校の児童生徒に、障害に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育む教育を推進します。</li> <li>● 学校での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会、障害者関係施設、ボランティア団体と連携し、福祉活動の実践を推進します。</li> </ul>		
	関係部署の連携	担当課	福祉課・子育て支援課・学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育、教育、保健、福祉等の庁内の関係課が連携を図り、保育や教育、在宅支援、相談の充実等、乳幼児期から青少年期まで一貫した総合的な取組を推進します。</li> <li>● 保育所、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等が主体的な取組を実施できるように支援を行います。</li> </ul>		
	県等との連携	担当課	福祉課・子育て支援課・学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県発達障害者支援センター、県こども家庭センター及び医療的ケア児支援センター等の専門機関と連携し、児童生徒の実態把握や専門的見地からの指導・助言を受ける等、障害児支援に係る資質の向上、情報共有等を図ります。</li> </ul>		

\*サポートファイル…障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるものです。



保護者支援事業	担当課	福祉課・子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペアレントメンター*の活用により、共感的な支援や地域資源についての情報共有を行います。</li> <li>●家族のスキル向上のためのペアレントトレーニング*の普及に努め、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、保護者の心理的なストレスの改善等の支援を図ります。</li> </ul>		

\*ペアレントメンター…発達障害のある児童を持つ保護者が、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等の悩みを聞いて、寄り添いながら共感したり、経験談をお話したり助言を行う者です。

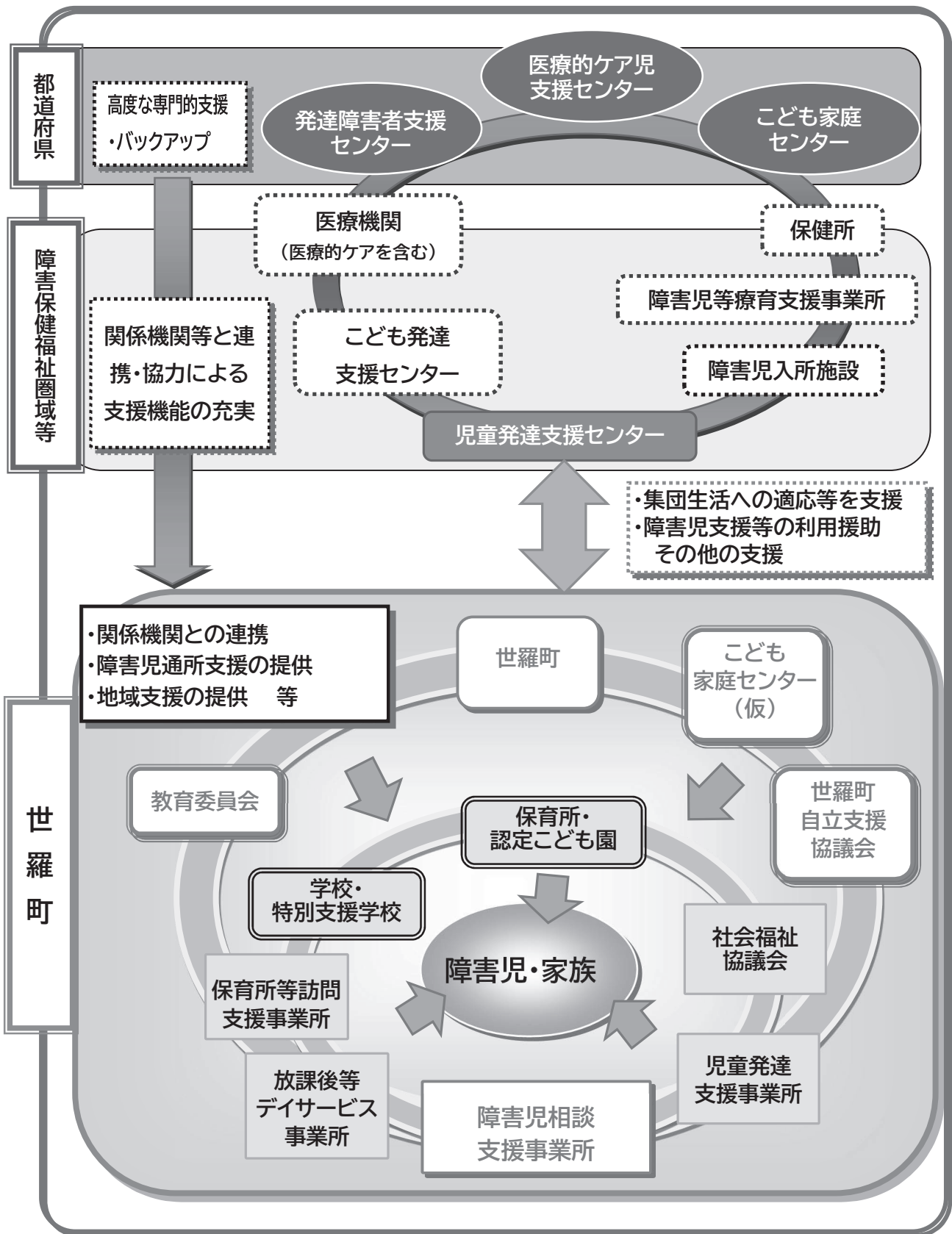
\*ペアレントトレーニング…子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを獲得することをめざします。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

## ② 家庭への情報提供及び保護者同士の交流の促進

保護者への情報提供の充実	担当課	福祉課・子育て支援課・学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●療育支援の必要性について十分な理解を促進するため、関係機関と連携を図り、保護者への相談や情報提供の充実を図ります。</li> </ul>		
家族会の運営及び活動支援	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の家族が抱える負担や将来への不安の軽減、交流機会の充実を図るため、各種家族会の活動の支援を行います。</li> <li>●必要に応じて、専門家や事業所等の関係団体につなげます。</li> </ul>		



【図 障害のある児童の地域支援体制のイメージ】



### (3)雇用支援・就労環境の整備

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、障害のある人が働き続けるために必要なことについて、障害のある当事者では「障害の特性や能力等に応じた短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「企業や団体、職場の人の障害のある人への理解があること」が上位となっています。また、事業所では、今後の障害のある人の雇用について、「積極的に雇用したい」、「法定雇用率に合わせて雇用したい」、「自社に必要な能力がある障害のある人がいれば雇用したい」との回答の割合が合わせて27.0%となっています。

障害のある人への企業の理解促進、就職に向けた職業訓練・能力開発、就職後の職場定着支援等、障害のある人が働くための環境づくりを進めることが重要です。

障害のある人の雇用の拡大や、就職時だけでなく様々な場面での支援が求められており、関係機関とさらに連携を強化することが重要です。

#### 《今後の方向性》

障害のある人の雇用を推進する国・県や関係機関等と連携し、障害のある人の雇用促進に向けた相談支援体制とともに、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

また、企業等を対象とし、障害のある人の雇用に関する情報提供の充実や研修会の開催により、理解の促進を図ります。

#### ① 障害のある人の就労機会・場の拡大

	就労移行支援、就労継続支援、定着支援の推進	担当課	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般就労等への移行に向け、就労移行支援事業、就労継続支援事業のサービス基盤の整備に努めます。</li> <li>● 就労している障害のある人及び雇用者への情報提供の充実を図ります。</li> <li>● 障害のある人及び事業主に、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ*の活用を働きかけます。</li> <li>● 一般就労後に継続して就労できるよう、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し、定着支援事業の利用促進を図ります。</li> </ul>		
	町内の障害者雇用の推進及び障害者優先調達推進法の推進	担当課	総務課・福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町において、障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率を遵守し、障害者雇用の促進を図ります。</li> <li>● 町で行っている業務、町内の施設の清掃業務、広報発送業務等を障害者施設へ委託する等、就業確保に向けた取組を図ります。</li> </ul>		

	関係機関との連携強化	担当課	福祉課・商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）、県障害者職業センター等の関係機関との連携により、就労支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 世羅町自立支援協議会の地域生活支援部会・就労支援検討グループ等において、雇用に関わる機関・団体等との連携を強化し、就労支援に向けた課題の把握及び支援に向けた検討を推進します。</li> <li>● 尾三障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議や世羅町自立支援協議会において、就労支援に関する協議や職場体験等の実習機会の確保に向けた取組を進めます。</li> </ul>			
	雇用啓発活動の推進	担当課	産業振興課 商工観光課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会や関係機関と連携し、町内事業主(農園・農業参入企業等含む)に障害者雇用に関する啓発を行うとともに、公共職業安定所（ハローワーク）の協力を得て、障害者雇用に関する各種助成制度の周知や活用、税制上の優遇措置等の周知を図ります。</li> </ul>			

\*ジョブコーチ…障害のある人に対する職場内外の支援環境を整える人です。障害のある人が職場に適應できるように、障害のある人本人に対する支援や職場の従業員に対する助言等を行います。

## ② 障害者雇用に対する企業等の理解の促進

	障害のある人の理解促進に関する啓発	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やパンフレット等を通じ、障害特性の理解を深めるための啓発に取り組めます。</li> <li>● 他市町の企業等で実施されている好事例や、研修会等の情報提供を行い、関心がある企業に対しては相談の受け付けや専門家を紹介します。</li> <li>● 世羅町自立支援協議会の地域生活支援部会・就労支援検討グループ等において、企業等の理解を促進するための方策を検討し、企業等に働きかけます。</li> </ul>			
	トライアル雇用*の推進等	担当課	福祉課・商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。</li> </ul>			

\*トライアル雇用…職業経験の不足等から就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。

## (4)社会参加の促進

### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、参加したい地域の行事や活動について、障害のある当事者で「友人・知人との交流」、「買い物」、「趣味やスポーツ等の活動」、「自治会活動・祭り等の地域の行事」、「旅行」が上位となっています。

障害のある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージやそれぞれの興味・関心、生活領域に応じて、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

また、障害のある人が地域における活動等に参加できるよう、地域の理解や見守り、支え合いを促すための取組を推進することが重要です。

### 《今後の方向性》

障害のある人が文化芸術活動やスポーツ等を行ったり、様々な地域の活動に参加することができるよう、合理的配慮や支援が提供される環境整備を推進します。

また、障害のある人が地域住民と交流する場において、障害のある人や障害に関する理解を深めるための機会の充実を図ります。

#### ① 文化・レクリエーション活動の充実

	障害のある人の社会参加支援の充実	担当課	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「せらパラふれあい交流会」において、障害のある人の社会参加と町民との交流を促進します。</li> <li>● 講座や研修会に参加しやすいよう、手話通訳や要約筆記を依頼する等、環境の充実を図ります。</li> <li>● 障害者団体との連携や、資料等を整備することにより、自宅に閉じこもりがちな障害のある人の参加促進を図ります。</li> </ul>		
	文化・芸術活動の充実	担当課	福祉課・社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の文化・芸術・創作活動への参加意欲を触発する場として、様々な文化・芸術活動の発表機会の創出に努めます。</li> <li>● 「あいサポートアート展」を開催し、県内の障害のある人の作品及び町内の障害のある人の作品を展示します。</li> </ul>		

## ② スポーツに親しめる環境の整備

パラスポーツ*活動の普及・推進	担当課	社会教育課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係各課と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動の実施や、パラスポーツ活動をテーマにした研修等を実施します。</li><li>● 誰もが親しめるニュースポーツ等の紹介や用具の整備、情報提供に努めます。</li><li>● パラスポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障害者スポーツの普及・振興を促進します。</li><li>● パラスポーツ等の指導者やボランティアの育成に努めます。</li></ul>		

\*パラスポーツ…障害のある人のために考えられたスポーツや障害の有無にかかわらず取り組めるスポーツのことです。



## 基本目標5 安全・安心づくり

### (1)生活環境の整備

#### 《現状と課題》

アンケート調査の結果では、外出する際に困ることについて、障害のある当事者で「公共交通機関が少ない（ない）」と回答した人の割合が最も高く、「バスや電車の乗り降りが困難」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター等）」、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答も挙がっています。

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある当事者等の意見を踏まえ、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害のある人が移動しやすい環境の整備等、総合的に推進する必要があります。

#### 《今後の方向性》

住み慣れた地域社会の中で生活していくことを支援するため、外出支援事業（せらたすきー券）を継続することで外出の機会を増やし、移動の利便性の向上を図ります。

地域の各種団体等と連携を図り、すべての住民が安全、安心に暮らすことができるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりや、公共交通機関や施設、道路についてのバリアフリー化を推進します。

#### ① バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

	ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	担当課	建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の新設にあたっては、「広島県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた道路網、施設整備を計画的に進め、バリアフリー化を推進します。</li> </ul>			
	広島県福祉のまちづくり条例等の指導・助言	担当課	建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間施設の整備についても、障害のある人等に配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。</li> </ul>			

② 安全な移動・交通対策の推進

	移動支援事業等の推進	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外での移動に困難がある在宅の障害のある人について、外出のための支援として、同行援護・行動援護、地域生活支援事業の移動支援事業について、サービス内容を周知し、利用を促進します。</li> <li>● 町内外の介護保険事業所に対して居宅介護事業への新規参入を引き続き働きかけるとともに、地域の社会資源の活用を促進します。</li> </ul>			
	外出支援事業の充実	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住み慣れた地域で生活することを支援するため、身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ級、療育手帳①・A・②、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ・Ⅱ級の方等に、せらたすきー券を交付します。</li> <li>● 町内のタクシー事業者に対して、福祉車両の導入に向けて働きかけます。</li> </ul>			
	盲導犬、介助犬、聴導犬についての啓発・広報	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者補助犬法に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設や商業施設等での受入れの義務化等について、広報紙等を通じた啓発・広報を推進します。</li> </ul>			
	交通安全対策の充実	担当課	総務課・建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道の整備にあたっては、バリアフリー新法における道路等移動円滑化基準に適合するよう努めます。</li> <li>● 世羅警察署や世羅郡交通安全協会等関係機関との連携のもと、住民の交通安全意識の向上に向けた啓発活動に取り組みます。</li> </ul>			



## (2)防犯・防災対策等に係る整備

### 《現状と課題》

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。アンケート調査の結果では、災害時に一人で避難することが「できない」と回答した割合は、障害のある当事者で26.0%、障害のある児童の保護者で5.8%となっており、助けてくれる近所の人がいると回答した人の割合は、障害のある当事者で27.2%、障害のある児童の保護者で34.8%となっています。また、災害時に困ることについて、障害のある当事者では「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、障害のある児童の保護者では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「慣れない場所ではパニックになる」が上位となっています。

一方、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、外出や社会参加の機会、人とつながる機会が少なくなる等、障害のある人の生活に大きな影響を及ぼしました。

災害や感染症が発生した際に、障害のある人の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために、様々な事業において継続できる体制が重要です。

また、障害により判断能力が低下している人を含め、障害のある人が悪質商法や詐欺等犯罪の被害者となることを防止することが重要です。

### 《今後の方向性》

災害等の非常時の情報提供や避難の体制を整備するとともに、障害の特性や障害のある人のニーズに配慮した災害時の支援体制の充実に努めます。

また、災害や感染症が発生した際に、様々なサービスや支援、地域の活動が継続できる体制整備を図ります。

さらに、障害のある人が安心して暮らし続けることができるよう、地域で見守る体制づくりや防犯体制を整備します。

#### ① 地域防犯・防災体制の充実

避難行動要支援者* への支援体制の充実	担当課	総務課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世羅町地域防災計画に基づき、障害のある人や高齢者等、災害時に支援を必要とする人の安全確保と避難誘導等の支援体制の強化を図ります。</li> <li>● 避難に係る個別避難計画を推進できるよう、住民に対し避難行動要支援者同意者台帳登録を促進します。</li> <li>● 各関係団体と「避難行動要支援者の支援に関する協定」を締結し、情報伝達や避難誘導等の支援体制が整備できるよう、事業について周知・啓発を図ります。</li> </ul>		

\*避難行動要支援者…災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等のことです。

	地域での防犯・防災体制の充実	担当課	総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自力避難が困難な障害のある人等が利用する施設で、障害のある人の特性に配慮した防災設備や防災体制の整備・充実を図るため、要配慮者利用施設避難確保計画*の作成支援を行います。</li> <li>● 自主防災組織等による協力体制の確立、地域住民、消防署等による防災ネットワークの確立、避難訓練の実施等、地域における災害対策を推進します。</li> <li>● 防災訓練・研修・防犯教室を開催し、障害のある人やその家族に対し、防犯・防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、事故時における障害のある人への援助に関する知識の普及に努めます。</li> <li>● ハザードマップ等による避難先の周知や防災器具・防災製品の普及啓発を行います。</li> </ul>			
	地域の防災組織の整備	担当課	総務課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織未設置地域について、組織設立に向け、アドバイザーを派遣する等地域の活動を支援します。</li> <li>● 基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう関係機関・団体と連携し、自主防災組織の育成及び強化を図ります。</li> <li>● 社会福祉協議会によるボランティア養成講座や防災出前講座等、災害ボランティアの育成を支援します。</li> <li>● 避難行動要支援者ごとに個別避難計画を策定する必要があるため、自主防災組織等と連携を図り、福祉関係者（介護支援専門員や相談支援専門員等）の協力も求めながら計画を策定します。</li> </ul>			
	災害時のサービス提供体制の整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害福祉サービス事業者において、災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続して提供できるよう、県と連携を図り、障害福祉サービス事業者への支援・応援体制を整備するとともに、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について必要な助言、適切な援助を行います。</li> </ul>			
	見守り・声かけの実施	担当課	総務課・福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人等が犯罪や災害の被害に遭わないよう、また、消費者トラブル等の未然防止や早期発見・拡大防止のため、町、相談支援専門員、警察、消防、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びボランティア等が連携し、平常時から見守りや声かけを行います。</li> </ul>			

\*要配慮者利用施設避難確保計画…要配慮者(高齢者や障害者、児童等)の通所・入所施設や学校、病院等において、災害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画です。

緊急通報システムの整備	担当課	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上のひとり暮らし世帯及び疾病等により通報することが困難な高齢者・障害者のみの世帯を対象に緊急通報用の装置を設置し、受信センターに常駐する看護師による救急車の手配等の緊急対応や日頃の身体等の相談を行います。また、障害のある人等の多様な生活環境やニーズに対応するため、対象機器の拡大等に努めます。</li> </ul>		

② 感染症対策の推進

感染症対策の充実	担当課	福祉課・健康保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の流行があっても、感染対策を講じたうえで障害のある人を対象とする事業を継続できる体制を整備するとともに、感染症に関する備えや対策について、研修等を通じて周知・啓発を行います。</li> </ul>		
感染症対策に係る体制の整備	担当課	福祉課・健康保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害福祉サービス事業者において、感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続して提供できるよう、県と連携を図り、障害福祉サービス等事業者への支援・応援体制を整備するとともに、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について必要な助言、適切な援助を行います。</li> </ul>		





## 第2部 第7期障害福祉計画

---



せら坊©世羅町



## 第2部 第7期障害福祉計画

### 第1章 障害福祉計画の成果目標

#### 1 第6期障害福祉計画における成果目標の進捗状況

第6期障害福祉計画では、障害のある人の自立に向けて地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5（2023）年度を目標年度とし、次の6つの目標を設定していました。

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者数42人の7%（3人）以上の地域生活への移行と、2.4%（1人）以上の施設入所者数の削減を目標としていました。

令和4（2022）年度末までに地域生活へ移行した人は0人でした。介護者の高齢化や障害の重度化等の理由により、施設入所者は増加しています。今後も障害のある人の地域生活支援体制の整備が必要です。

【施設入所者の地域生活への移行の実績値】

	目標値	実績値		
	令和5(2023)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施設入所者数	39人	43人	44人	47人
地域生活移行者数(単年)	—	0人	0人	0人
地域生活移行者数(累計)	3人	0人	0人	0人
施設入所者の削減数	1人	1人	1人	1人

(令和5(2023)年度は見込)

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

世羅町自立支援協議会に位置付けている保健、医療、福祉関係者による協議の場を年1回開催し、目標設定及び評価の実施を行うことを目標としていました。

県保健所と連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行いました。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の実績値】

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
協議の場の開催回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回
協議の場の関係者の参加者数	10人	—	10人	11人	10人	9人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回

(令和5(2023)年度は見込)

地域移行支援と地域定着支援について各1人/月の利用を目標としていましたが、令和4（2022）年度まで利用はありませんでした。

【精神障害者の地域移行支援等の実績値】

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
精神障害者の地域移行支援	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
精神障害者の地域定着支援	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
精神障害者の共同生活援助	6人/月	8人/月	6人/月	9人/月	7人/月	9人/月
精神障害者の自立活動援助	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

(令和5(2023)年度は見込)

### (3)地域生活支援拠点等の有する機能の充実

世羅町地域生活支援拠点等の機能の充実のため、「相談」、「緊急時の受入れ」に加え、「体験の機会・場」、「専門性」、「地域の体制づくり」の整備に係る検討を進め、世羅町自立支援協議会において運用状況の検証、検討を行うことを目標としていました。

【地域生活支援拠点等整備の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の整備 か所数	1か所	1か所

【地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の実績値】

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	1回	1回	3回	1回	3回

### (4)福祉施設から一般就労への移行等

#### ア 福祉施設から一般就労への移行者数

一般就労移行者数について、6人を目標としていました。

【福祉施設から一般就労への移行者数の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
福祉施設からの一般就労移行者数	6人	2人
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	2人	0人
就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	0人
就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	2人

(実績値は見込)



## イ 就労定着支援事業

就労定着支援事業の利用割合について、一般就労移行者のうち就労を継続する期間が6か月経過した人数の7割以上である3人を目標として設定していました。

【就労定着支援事業の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
福祉施設からの一般就労移行者数(再掲)	6人	2人
就労を継続する期間が6か月経過した人数(A)	4人	0人
Aのうち就労定着支援事業の利用者数	3人	0人

(実績値は見込)

## (5)相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保してきました。

また、様々な障害の種別やニーズに対応できる相談支援体制の構築に取り組むとともに、委託相談支援事業所をはじめとした地域の相談支援事業者等と連携を図り、町全体の相談支援体制の強化を図りました。

【相談支援体制の充実・強化等の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保の有無	有	有

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	無	無	無	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	2件	1件	2件
地域の相談支援機関等の連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	2回	1回	2回

(令和5(2023)年度は見込)

## (6)障害福祉サービス等の質の向上

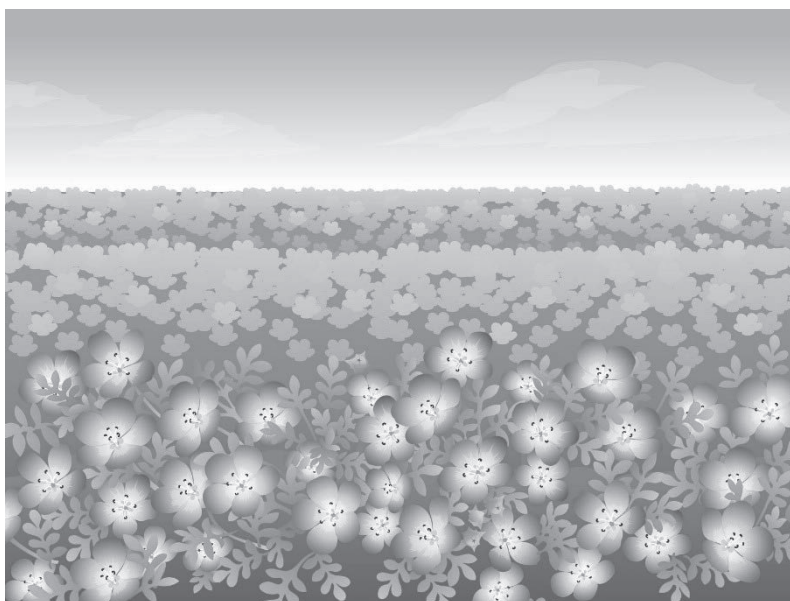
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築してきました。

また、利用者が必要とする障害福祉サービス等を適切に提供するために、町職員の研修への参加、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及び事業所との情報共有を実施しました。

### 【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の構築の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の有無	有	有

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	3人	4人	3人	4人	3人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	1回	1回	1回	2回	1回



## 2 第7期障害福祉計画の成果目標

本計画では、第6期計画の進捗状況を踏まえ、令和8（2026）年度を目標年度とし、次の目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行者数：令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上</li> <li>● 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上削減</li> </ul>

#### 【本町における考え方と目標】

施設入所者の地域移行を進める一方で、障害のある人や介護者の高齢化により新たな施設入所希望者もいます。

令和7（2025）年度に町内に共同生活援助事業所が開所予定であることから、施設入所からの地域移行が見込まれます。

本計画では、本町における施設入所者等の状況を鑑み、令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者数44人の5%以上である3人以上を削減し、6%以上である3人が地域生活に移行することを目標値として設定します。

	令和4(2022)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
施設入所者数	44人	41人
地域移行者数	0人	3人
施設入所者の削減数	1人	3人

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場について、1年間の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込を設定する。</li> <li>● 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうちサービス利用が見込まれる者の数等を勘案し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の見込を設定する。</li> </ul>

### 【本町における考え方と目標】

世羅町自立支援協議会に位置付けている保健、医療、福祉関係者による協議の場において、目標設定及び評価の実施を行うことを目標として設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行い、精神に障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、令和8（2026）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を、県が算定した6人と見込みます。

	令和5(2023) 年度実績値	目標値		
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回
協議の場の関係者の参加者数	10人	12人	12人	12人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助	9人/月	9人/月	10人/月	11人/月
精神障害者の自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月
精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新規】	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月

(令和5(2023)年度は見込)

### (3)地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>● 強度行動障害を有する者に関し、各市町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>

#### 【本町における考え方と目標】

令和3（2021）年に設置した地域生活支援拠点等の機能の充実を図るとともに、機能を担う障害福祉サービス事業所等との連携を図ります。

また、地域生活支援拠点等の有する機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
地域生活支援拠点等の整備	有	有
コーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	0人	1人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	2回/年	2回/年
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	無	有
地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有	有

強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握するとともに、近隣市町との連携により圏域において地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
強度行動障害を有する者に関するニーズ把握等の実施【新規】	無	有
強度行動障害を有する者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】	無	有(圏域)

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
● 一般就労への移行者数：令和3（2021）年度実績の1.28倍以上 （内訳）	
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数：1.31倍以上	
就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数：1.29倍以上	
就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数：1.28倍以上	
● 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上	

##### 【本町における考え方と目標】

国の基本指針を踏まえ、令和3（2021）年度の実績の1.28倍以上である4人を目標として設定します。

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所について、町内に就労移行支援事業所がないため、近隣市町等の事業所と連携を図り、一般就労率を高めます。

	令和3(2021)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
福祉施設から一般就労移行者数	1人	4人
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人
就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人
就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人

国の基本指針	
● 就労定着支援事業の利用者数：令和3（2021）年度実績の1.41倍以上	
● 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。	

##### 【本町における考え方と目標】

世羅町自立支援協議会地域生活支援部会就労支援検討グループにおいて、一般企業の職場体験の充実を図り、障害者雇用についての理解促進を図ります。

また、就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所について、町内に就労定着支援事業所がないため、近隣市町等の事業所と連携を図り、就労定着率を高めます。

	令和3(2021)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人

## (5)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町において、基幹相談支援センターの設置等【新規】</li> <li>● 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>

### 【本町における考え方と目標】

地域の実情に応じた基幹相談支援センターの設置をめざすとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するための取組を推進します。

また、世羅町自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な検討体制を確保します。

	令和5(2023) 年度実績値	目標値		
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
基幹相談支援センターの設置	—	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導	0件	0件	0件	1件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件	0回	0回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数[新規]	—	0回	0回	1回
主任相談支援専門員の配置数[新規]	—	0人	0人	1人
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保[新規]				
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	—	2回	2回	2回
事例検討の参加事業者・機関数	—	4機関	4機関	4機関
協議会の専門部会の設置	—	有	有	有
協議会の専門部会の実施回数	—	2回	2回	2回

## (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
● 各市町において、サービスの質の向上のための体制を構築

### 【本町における考え方と目標】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る提供体制を構築するとともに、町職員や事業所関係者の研修等への参加を促す等、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

	令和5(2023) 年度実績値	目標値		
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
県が実施する研修への町職員の参加人数	4人	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制	—	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	2回	1回	1回	1回
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	—	有	有	有
指導監査結果の関係自治体との共有回数	—	1回	1回	1回



## 第2章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) サービスの種類と内容

訪問系サービスの種類、内容は次のとおりです。

【訪問系サービスの種類、内容】

種類	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事、入浴及び排泄等の介護や家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護や家事援助に加え、外出時の移動の支援等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報提供（代筆、代読等を含む。）、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### (2) 実績と見込

【訪問系サービスの実績と見込】

種類	単位	実績			見込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	20	20	17	21	22	23
	時間/月	217	269	240	282	295	308
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	100	100	100
同行援護	人/月	1	1	1	2	2	3
	時間/月	27	4	15	20	20	30
行動援護	人/月	1	1	1	2	3	3
	時間/月	3	2	2	20	30	30
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	20

【単位】 人/月…1か月間の実利用者数  
時間/月…1か月間の総利用時間  
(令和5(2023)年度は見込)

### (3) 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策

- 障害のある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業の充実を図ります。
- サービス提供事業所で専門的な人材を育成するため、様々な研修情報を提供することにより、サービスの質の向上及びスキルアップを図ります。
- 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携強化を図ります。
- 福祉に携わる人材の確保及び定着のため、福祉に関する資格取得の際の福祉人材資格取得等補助金の活用を推進します。



## 2 日中活動系サービス

### (1) サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能の向上を図るための訓練をします。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上を図るための訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援A型 （雇用型）	事業所で働くことが困難な人を雇用して、就労の機会の提供、生産活動、その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型 （非雇用型）	事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供、生産活動、その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練を行うとともに、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	自宅で支援している人が病気等で支援できなくなった場合等に、施設で短期間介護します。

## (2) 実績と見込

【日中活動系サービスの実績と見込】

種 類	単 位	実 績			見 込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人/月	67	69	69	70	71	72
	人日/月	1,375	1,372	1,407	1,491	1,512	1,533
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	1	2	1	1	1
	人日/月	0	14	26	13	13	13
就労移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	19	17	18	15	23	23
就労継続支援A型 (雇用型)	人/月	8	8	7	8	9	9
	人日/月	167	153	144	184	207	207
就労継続支援B型 (非雇用型)	人/月	45	50	50	52	53	54
	人日/月	823	857	855	930	950	970
就労定着支援	人/月	1	0	0	0	1	1
	人日/月						
療養介護	人/月	6	6	7	6	6	6
	人日/月						
短期入所(福祉型)	人/月	13	12	11	17	20	20
	人日/月	78	65	65	65	70	75
短期入所(医療型)	人/月	2	2	3	3	3	4
	人日/月	11	9	11	15	15	20

【単位】 人/月…1か月間の実利用者数  
 人日/月…1か月間の延利用者数  
 (令和5(2023)年度は見込)

### (3) 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策

- 各日中活動系サービスにおいては、相談支援事業所を通じてニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、町内外のサービス提供事業所を確保し、サービス提供体制を整備します。
- 就労継続支援は、利用者が増加していることから、その人に合った働き方を選ぶことができるよう、福祉施設やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携を強化し、就労に関する課題やその改善策の検討を行います。
- 障害のある人本人の希望や就労能力・適性等に合った就労先や働き方の選択ができるよう、町内の就労支援事業所に働きかけます。
- 医療的ケアが必要な人や児童が利用できる短期入所サービスの確保に向け、引き続き広域的に働きかけます。



### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間に施設に入所している人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### (2) 実績と見込

【居住系サービスの実績と見込】

種類	単位	実績			見込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	34	34	37	42	45
施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア)	人/月	43	44	47	43	42	41

【単位】 人/月・・・1か月間の実利用者数  
(令和5(2023)年度は見込)

#### (3) 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策

- 共同生活援助（グループホーム）は、令和7（2025）年度に町内に新たに1か所開設する予定です。
- 共同生活援助（グループホーム）については、関係事業所による既存施設の充実や新規整備の取組を促進し、住居の確保を推進します。
- 施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた相談支援を図ります。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用にあたり、体験利用や相談等の必要な支援を行います。
- 本人の意向を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や関係機関と連携して支援を行います。

## 4 相談支援

### (1) サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
計画相談支援	障害のある人が適切に障害福祉サービスの利用ができるよう、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画等の作成、サービス提供事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神に障害のある人に対して、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活しているまたは家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けることができない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### (2) 実績と見込

【相談支援の実績と見込】

種類	単位	実績			見込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人/月	25	33	29	34	35	36
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

【単位】 人/月…1か月間の実利用者数  
(令和5(2023)年度は見込)

### (3) 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策

- サービス等利用計画作成についての周知を徹底するとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談体制づくりに努めます。
- 利用者一人一人の状況に応じたサービス等利用計画が効率的に作成できるよう、サービスの充実と事業の周知に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、引き続き、一般相談支援事業所との連携を図り、支援体制の整備に努めます。

## 第3章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

### 1 サービスの種類と内容

種類		サービスの内容
理解促進研修・啓発事業		障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。（研修・啓発講座の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等）
自発的活動支援事業		障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
成年後見制度利用支援事業		自分で十分に判断のできない障害のある人の財産管理や福祉サービス契約等、成年後見人等が本人に代わって行う制度について、親族への説明や申立の支援をし、申立人はいない障害のある人については、町長が家庭裁判所に申立の手続きを行います。また、成年後見人等の報酬等の経費について、補助を受けなければ成年後見人制度の利用が困難であると認められる者に対し、報酬等の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、町民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援するものです。
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある人の外出時等手話通訳が必要な場合に、手話通訳者の派遣を行います。
	要約筆記者派遣事業	聴覚に障害のある人の社会参加、コミュニケーションの円滑化等を図るため、要約筆記者の派遣を行います。
	手話通訳者設置事業	聴覚に障害のある人が、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるよう、相談窓口等に手話通訳者を設置します。



種類		サービスの内容
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報機等
	在宅療養等支援用具	吸入器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
	情報・意思疎通支援用具	障害のある人向けパソコン周辺機器、点字器、拡大読書器等
	排泄管理支援用具	紙おむつ、ストマ用装具等
	住宅改修	居宅生活動作補助用具
手話奉仕員養成研修事業		聴覚に障害のある人との交流活動の促進や広報活動等を行うため、手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業		屋外での移動に困難がある障害のある人等に対し、ホームヘルパーを派遣し、外出時の介護や、移動のための支援を行います。
地域活動支援センター		障害のある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行います。
福祉ホーム事業		住宅を求めている障害のある人に対して、低額な料金で住宅を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を提供します。
訪問入浴サービス事業		身体に障害のある人を訪問して入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業		障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族に一時的な休息の場を提供します。
レクリエーション活動支援事業		障害のある人の体力増強や交流、余暇活動等の充実とスポーツの普及を図るため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。
自動車運転免許取得・改造費助成事業		自動車運転免許取得・改造費助成事業は、自動車の運転免許取得費及び改造費の一部を助成します。

## 2 実績と見込

【実績と見込】

種類	単位	実績			見込			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業 (か所)	2	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター の設置 (か所)	—	—	—	0	0	1	
	基幹相談支援センター 一強化事業	有	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施利用者数 (人)	0	0	1	1	1	
成年後見制度利用支援 事業	実施利用者数 (人)	0	0	1	2	2	2	
成年後見制度法人後見 支援事業	法人数 (団体)	1	1	1	1	1	1	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事 業・要約筆記者派遣 事業	実施利用者数 (人)	0	0	1	1	1	
	手話通訳者設置事業	設置人数 (人)	0	0	0	0	1	
日常生活用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	件数 (件)	2	1	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件数 (件)	4	3	1	4	4	4
	在宅療養等支援用具	件数 (件)	4	4	7	4	4	4
	情報・意思疎通支援 用具	件数 (件)	0	0	0	1	1	1
	排泄管理支援用具	件数 (件)	482	482	472	490	490	490
	住宅改修費	件数 (件)	2	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了人数 (人)	0	0	0	0	10	0	
	登録者数 (人)	16	16	16	16	26	26	
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	2	8	9	8	8	9	
	提供時間 (時間/月)	9	13	24	15	17	20	
地域活動支援センター 基礎的事業	町内事業者数 (か所)	0	0	0	0	0	1	
	町内実利用 者数 (人)	0	0	0	0	0	5	
地域活動支援センター 機能強化事業	町内事業所数 (か所)	0	0	0	0	0	1	
	町内実利用 者数 (人)	0	0	0	0	0	5	

(令和5(2023)年度は見込)

種類	単位	実績			見込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
福祉ホーム事業	事業所数 (か所)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	1	2	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	事業所数 (か所)	1	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数 (人日)	17	15	26	26	26	26
	提供日数 (日)	86	87	94	100	100	100
レクリエーション活動支援 事業	か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	0	127	112	120	120	120
自動車運転免許取得事業	実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1

(令和5(2023)年度は見込)

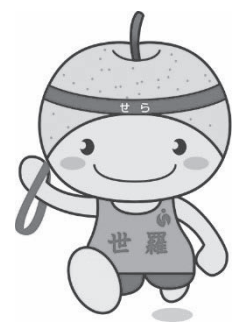
### 3 第7期障害福祉計画における見込量の確保方策

- 理解促進研修・啓発事業について、広報活動の強化及びあらゆる機会を通して研修、啓発を行い、町民の障害に関する理解を促進します。
- 相談支援事業について、町民にわかりやすく、気軽に相談できるよう周知を図るとともに、世羅町自立支援協議会と連携を図り、多様な障害に一元的に対応できる総合的な相談支援体制を整備します。
- 成年後見制度利用支援事業については、世羅町社会福祉協議会との連携を強化し、広く制度の周知を図ります。
- 意思疎通支援事業について、広く周知に努め、手話奉仕員養成研修の受講者の増加に努めます。
- 日常生活用具給付等事業について、用具の機能や性能の向上に合わせ、ニーズに応じた用具の給付に努めます。
- 移動支援事業については、障害のある人の特性やニーズに対応できるよう、利用者が他市町のサービス提供事業者を希望する場合は、希望業者と町が協定を結び、ニーズの拡大に対応します。
- 障害の有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションを通じて、健康の保持、増進を図るとともに、社会参加ができるように、引き続きスポーツ推進委員と協力し、様々なスポーツ活動の機会の提供に努めます。



## 第3部 第3期障害児福祉計画

---



せら坊©世羅町



## 第3部 第3期障害児福祉計画

### 第1章 障害児福祉計画の成果目標

#### 1 第2期障害児福祉計画における成果目標の進捗状況

第2期障害児福祉計画では、障害のある児童が身近な地域で十分な療育を受けることができ、各障害別に関わりなく適切な支援を受けることができるよう、令和5（2023）年度を目標年度とし、次の目標を設定していました。

##### (1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5（2023）年度末までに町内に児童発達支援センターを1か所設置することを目標としていましたが、未設置となっています。

また、保育所等訪問支援については、利用できる体制が整備できています。

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所
保育所等訪問支援	1か所	1か所

##### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所ともに、令和5（2023）年度末までに1か所を目標としていましたが、町内での確保は行えていない状況です。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
児童発達支援事業所	1か所	0か所
放課後等デイサービス事業所	1か所	0か所

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、世羅町自立支援協議会の発達支援部会で協議を行ってきました。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5（2023）年度末までに3人配置することを目標としていましたが、広島県が実施する養成研修を修了し、コーディネーターとして登録された人数は4人でした。

【医療的ケア児支援のための取組の実績値】

	令和5(2023)年度	
	目標値	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	3人	4人

### (4) 障害児の子ども・子育て支援体制

障害児の子ども・子育て支援事業（保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等）の利用ニーズの把握に努め、希望に沿った利用が可能となるよう保育所等における受入れ体制を整備しました。

【障害児の子ども・子育て支援体制の実績値】

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
保育所	20人	14人	19人	21人	19人	14人
認定こども園	26人	31人	25人	27人	25人	28人
放課後児童健全育成事業	30人	22人	30人	28人	30人	37人

（令和5(2023)年度は見込）

### (5) 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングについて、町内の事業所へ継続して委託し実施しました。また、ピアサポートの活動は、子どもの発達や子育てに悩みのある保護者とペアレントメンターとのお話し会を開催しました。

【発達障害者等に対する支援の実績値】

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
支援プログラム等の受講者数	10人	6人	12人	2人	15人	3人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人	2人	3人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	4人	10人	4人	10人	6人

（令和5(2023)年度は見込）



## 2 第3期障害児福祉計画の成果目標

本計画では、第2期計画の進捗状況を踏まえ、令和8（2026）年度を目標年度とし、次の目標を設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

国の基本指針	
●	児童発達支援センターを各市町又は各圏域に1か所以上設置する。
●	全市町において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

#### 【本町における考え方と目標】

国の目標に準じ、地域の実情に応じた児童発達支援センターを町内に1か所整備することを令和8（2026）年度の目標に設定し、町内事業所等との協議を進めます。

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	無	有

### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	
●	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に1か所以上設置する。

#### 【本町における考え方と目標】

児童発達支援事業所等との協議を引き続き行い、本町での実施が困難である場合は、圏域での確保について関係市町との検討を進めます。

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
児童発達支援事業所	0か所	1か所(圏域)
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所(圏域)

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	
● 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町に設置する。	
● 医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町に設置する。	

#### 【本町における考え方と目標】

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、世羅町自立支援協議会の発達支援部会を位置付けており、この協議の場を継続していきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては4人配置しているため、引き続き連携を図り、医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図ります。

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	4人	4人

### (4) 障害児の子ども・子育て支援体制

国の基本指針	
● 保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れ体制の整備を進める。	

#### 【本町における考え方と目標】

子ども・子育て支援事業における障害のある児童の利用量について、下表に示した利用ニーズを満たせる定量的な目標に基づき、関係機関との連携のもと、引き続き受入れ及び支援体制の整備に取り組めます。

	令和5(2023)年度実績値	目標値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
保育所	14人	13人	13人	12人
認定こども園	28人	29人	29人	29人
放課後児童健全育成事業	37人	49人	49人	49人

(令和5(2023)年度は見込)

※障害児の範囲は、障害者手帳や医師の診断書・意見書等客観的な判断が可能な児童としています。

## (5)発達障害者等に対する支援

国の基本指針	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数・実施者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込を設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施及び市町等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町等における発達障害者等の数を勘案し、人数の見込を設定する。

### 【本町における考え方と目標】

引き続き関係機関やペアレントメンターと連携し、事業内容を工夫していきながら、事業の効果的な周知等についても検討します。

	令和5(2023)年度実績値	目標値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
支援プログラム等の受講者数	3人	5人	5人	6人
支援プログラム等の実施者数(新規)	1人	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	6人	7人	8人	9人

(令和5(2023)年度は見込)



## 第2章 児童福祉法に基づくサービス等の見込量と確保方策

### 1 サービス等の種類と内容

種類	サービス等の内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹に機能障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を提供します。（令和6（2024）年4月より児童発達支援に統合）
放課後等デイサービス	学校へ通学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応できるように、保育所等を訪問して専門的な支援（障害のある児童に対する支援（集団生活適応のための訓練）、受入れ先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導））を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童の心身の状況や環境、障害のある児童または保護者等の意向等を踏まえて、「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育分野等の多職種間での連携を行いながら、医療的ケア児等への支援を総合調整する支援者です。

## 2 実績と見込

【児童福祉法に基づくサービス等の実績と見込量】

種 類	単 位	実 績			見 込		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人/月	41	29	37	57	60	63
	人日/月	296	278	273	399	420	441
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0			
	人日/月	4	2	0			
放課後等デイサービス	人/月	89	99	112	115	117	119
	人日/月	747	717	827	805	819	833
保育所等訪問支援	人/月	3	1	1	2	2	2
	人日/月	3	1	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	28	29	29	33	35	37
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人/月	4	4	4	4	4	4

注)児童発達支援・・・令和6(2024)年4月1日から福祉型と医療型が統合

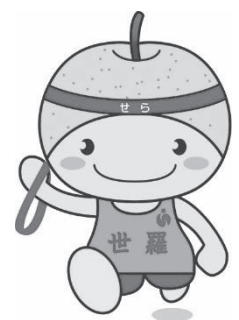
【単位】 人/月・・・1か月間の実利用者数  
人日/月・・・1か月間の延利用者数  
(令和5(2023)年度は見込)

## 3 第3期障害児福祉計画における見込量の確保方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、町内事業所及び障害児相談支援事業所と連携して、サービス提供体制の強化を図ります。
- 障害児支援利用計画作成について周知するとともに、関係機関等との連携を密にし、ニーズに応じた適切なサービス利用に向けて相談体制づくりに努めます。



## 第4部 第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画



せら坊©世羅町





## 第4部 第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 策定の背景

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えることで、認知症高齢者が増加することが見込まれるとともに、知的障害者や精神障害者等の親が亡くなり、金銭管理や手続き等を行うことが困難な状態となる「親亡き後問題」等、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みです。

国においては、平成28（2016）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行、平成29（2017）年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。また、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、より権利擁護支援の取組を推進していくことが示されました。

これを受け、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある自分らしい生活を継続することを目的にだれもが必要な支援やサービスを受けることができるよう、制度の利用促進に向けて「第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

### 3 成年後見制度について

認知症・知的障害・精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度	法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所により、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。
任意後見制度	任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。 本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

## 4 権利擁護の現状

### (1) 事業の利用状況

- 成年後見制度の本町の利用者数は、広島家庭裁判所の集計によると、27人、人口比0.18%となっています。

【広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数(世羅町)】

単位:人

成年後見					任意後見	合計	人口	人口比(%)
法定後見								
後見	保佐	補助	合計					
17	9	1	27	0	27	14,965	0.18	

※審判開始時に世羅町に住所を有する人数(令和5(2023)年10月31日現在の数値) 資料:家庭裁判所調べ

- 社会福祉協議会の法人後見人としての受任者数は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけては大きな変化はありませんが、延支援回数は大きく増加しています。

【世羅町社会福祉協議会法人後見事業の推移】

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受任者数(人) (新規受任者)	9 (1)	9 (1)	10 (2)	9 (2)	8 (0)
終了者数(人)	0	1	1	3	1
延支援回数(回)	541	624	748	764	737

資料:世羅町社会福祉協議会

- 高齢者の町長申立ての件数は、平成30(2018)年度、令和3(2021)年度は3件、令和2(2020)年度は2件となっています。
- 障害者の町長申立ての件数は、令和元(2019)年度に1件となっています。

【町長申立て件数の推移】

単位:件

		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
申立件数	高齢者	3	0	2	3	0
	障害者	0	1	0	0	0

資料:福祉課

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用者数は、令和3（2021）年度より30人を超えています。また、延支援回数は年々大きく増加しています。

【福祉サービス利用援助事業(かけはし)の利用状況の推移】

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
契約者数(3月末) (人)	17	23	20	31	34
新規契約者数(人)	7	10	10	14	10
契約終了者数(人)	13	4	13	3	7
延支援回数(回)	1,073	1,295	1,495	1,740	2,319

資料:世羅町社会福祉協議会

## (2) 障害者(児)の状況

- 認知症高齢者だけでなく、知的障害や精神障害等によってものごとを適切に決めることが一人では難しくなる等、支援が必要となる場合があります。
- 知的障害者（児）について、療育手帳の所持者数は、令和4（2022）年度で153人となっており、そのうち「重度（A）」が56人で最も多く、全体の約3割を占めています。

【療育手帳の所持者数(世羅町)】

単位:人

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
最重度(Ⓐ)	14	14	14	15	13
重度(A)	62	62	62	59	56
中度(Ⓑ)	46	41	42	43	45
軽度(B)	40	43	45	41	39
合計	162	160	163	158	153

資料:福祉課

- 精神障害者（児）について、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年ごとの増減はあるものの増加傾向にあります。令和4（2022）年度では156人のうち「2級」が96人で最も多く、全体の約6割を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳の所持者数(世羅町)】

単位:人

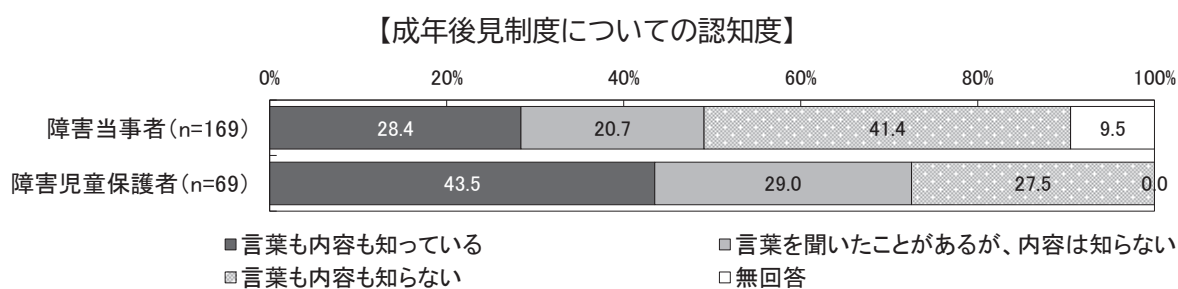
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
1級	4	3	4	7	7
2級	90	93	95	105	96
3級	37	41	42	47	53
合計	131	137	141	159	156

資料:福祉課

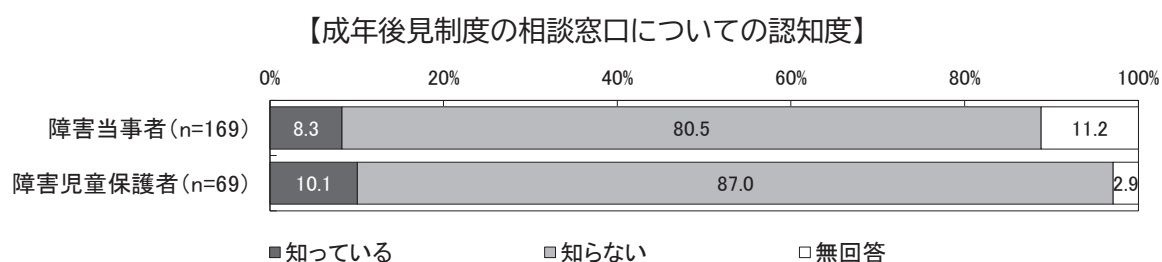
### (3) 成年後見制度の周知状況

町内に居住する障害や難病のある人を対象とし、成年後見制度や相談窓口の認知度等のアンケート調査を実施しました。

- ▶ 成年後見制度について「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で28.4%、障害のある児童の保護者で43.5%となっています。



- ▶ 成年後見制度の相談窓口について「知っている」と回答した人の割合は、障害のある当事者で8.3%、障害のある児童の保護者で10.1%となっています。



## 5 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅  
～ つなげよう 権利擁護支援の輪 ～

権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の権利が守られるまちをめざします。

### (2) 基本目標

基本理念実現に向け、基本目標として以下の3つを掲げます。

#### 基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

成年後見制度を運用する家庭裁判所や権利擁護業務を担う権利擁護センター（社会福祉協議会）、後見人等の担い手となる専門職団体や関係機関との連携を強化するとともに、利用者に関わる医療や福祉の関係者、地域住民等と連携を図り、権利擁護の地域連携ネットワークづくりの充実を図ります。

#### 基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度の運用

制度を利用する利用者に対し、財産管理のみならず意思決定支援や身上保護を重視した適切な後見人の選任や交代を行います。また、利用者の特性を理解した上で、自己決定を尊重し、意思決定支援を行うことで利用者が制度のメリットを実感できるような支援体制づくりをめざします。

#### 基本目標3 適切な制度利用と後見活動の実現

住民や福祉関係者等に向けて、成年後見制度の周知を図るとともに啓発を行い、制度の利用が必要な人が早期に成年後見制度の利用へとつながるよう、体制整備に努めます。

また、家庭裁判所や専門職団体と連携を図り、後見人等に対する相談支援を継続的に実施できるように体制整備に努めることで、適切な制度利用や後見活動の支援を行います。

## 6 計画の取組

	権利擁護、成年後見制度の周知・啓発の推進	福祉課
<p>保健・医療・福祉・介護・金融機関等、幅広い関係者に意思決定支援の考え方や権利擁護、成年後見制度について、連携会議・研修会・講演会等により、継続的な周知・普及啓発を行います。</p> <p>また、権利擁護センター（社会福祉協議会）を中心に、町民に対する講演会や地域のサロン等において研修会を実施し、権利擁護支援や成年後見制度が必要な人が早期から相談が行えるよう制度や相談窓口の周知を図ります。</p>		
	相談機能・成年後見人等支援の推進	福祉課
<p>権利擁護センター（社会福祉協議会）や地域包括支援センター、各種専門職団体等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげる等、包括的な支援体制の機能強化を図ります。</p> <p>また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に応じ、活動を支援します。</p>		
	成年後見制度利用支援事業	福祉課
<p>成年後見制度の利用が必要な状況であり、身寄りがいない等の理由によって申立てを行うことが困難な場合等、特に必要がある場合に成年後見制度の町長申立てを行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用を支援するため、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人等に支払う報酬について助成を行います。</p>		
	地域連携ネットワークの推進と中核機関の運営、協議会の設置	福祉課
<p>権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応のできる体制の整備、意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援が行えるよう、地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域の権利擁護支援の機能を果たすよう、相談機能、広報機能を中心に取組を推進します。</p> <p>今後は、本人の特性や課題に対し、適切に支援が行えるよう、後見人等候補者を選定する受任調整会議の充実を図るとともに、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制の強化を目的とした協議会の設置、運営を行います。</p>		

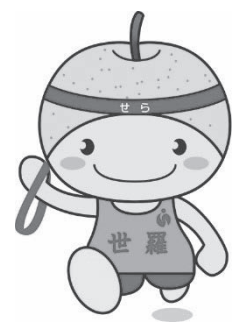
	成年後見人等候補者の充実	福祉課
<p>家庭裁判所から選任される成年後見人等については、家族等の親族後見人、第三者である専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の方が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）等に分類されます。弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会等の専門職団体と連携し、成年後見人等候補者の充実を図るとともに、社会福祉協議会で実施する法人後見についても連携体制を強化します。</p> <p>また、今後は市民後見人の育成についても検討を行います。</p>		





## 第5部 計画の推進体制

---



せら坊©世羅町



## 第5部 計画の推進体制

### 1 サービスを利用しやすい環境づくり

#### (1) 障害福祉サービスについての情報提供

関係機関と連携を図り、障害のある人に関する福祉制度の動向に対応します。

また、障害者総合支援法におけるサービス内容や支給決定までの手続き及び法律の一部改正（新規サービスの実施）について、町の広報紙、ホームページ等を通じ、障害のある人及びその家族、事業所、関係機関・団体等に周知を図ります。

#### (2) 支給決定における公正・公平性の確保

支給の必要の程度に応じてサービスが公平に提供できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

#### (3) ケアマネジメント体制の確立

障害のある人が自立した社会生活を送ることができるよう、障害のある人の意向を尊重した一人一人の生活に必要なケアマネジメント体制の確立に努めます。

#### (4) サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努める等、サービス水準の評価を行うことができる環境づくりに努めます。

#### (5) 低所得者への支援

サービスを必要とする人が低所得のために利用できないことがないよう、各種経済的支援制度等の周知や利用促進を図ります。

## 2 世羅町自立支援協議会の機能強化

世羅町自立支援協議会は、障害者（児）福祉に関係する様々な機関・団体等で構成され、相談支援事業を中心とする地域における障害者支援システムづくりにあたり、中核的な役割を果たす協議の場です。

障害福祉サービス等の公的な支援はもちろんのこと、障害のある人をはじめ、高齢者や子ども及びその家族等すべての人が暮らしやすい環境づくりを進めていくためには、地域住民同士の支え合いが重要です。

また、地域で暮らす障害のある人等の防犯や防災、虐待等の早期発見・早期対応等には、地域で活動する団体等の支援が重要です。

そのため、世羅町自立支援協議会・各種連携会議等の機会を通して地域住民や関係機関・団体等との積極的な協議を行うとともに、障害福祉施策の協働体制づくりを推進します。

## 3 関係機関・団体との連携

### (1) 町民や関係団体との連携

本計画を推進し、障害のある人へのニーズにあった施策を展開するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者団体、ボランティア団体、障害サービス提供事業所等多くの地域関係団体と相互に連携を図ります。

### (2) 民間団体・NPO 等の育成

社会福祉協議会と連携し、障害者（児）福祉に関わるボランティアやNPO等の民間団体の育成を図ります。

### (3) 国・県との連携

障害者（児）施策の多くは、国や県の補助事業であるため、本計画を推進するうえで、国や県との連携のもとに本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行います。

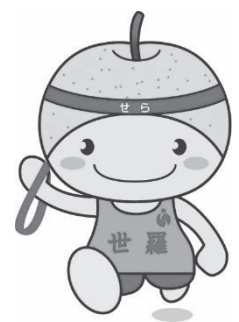
### (4) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に定める事項について、毎年度、定期的に評価を行い、必要があると認める際には、計画の見直し及びその他必要な措置を講じます（PDCAサイクル）。

また、評価を行う際は、世羅町自立支援協議会の意見を聴くとともに、評価結果を広く町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

## 資料編

---



せら坊©世羅町



# 資料編

## 1 策定の経過

月	日	曜	会議名等	内 容
8	17	木	第1回 自立支援協議会 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・世羅町第2次障害者基本計画の取組状況</li> <li>・計画策定のためのアンケート調査の結果報告（速報）</li> <li>・障害者基本計画の基本施策について</li> </ul>
10	11	水	第2回 自立支援協議会 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次障害者基本計画 「第1章 計画の策定にあたって（案）」 「第2章 世羅町の現状（案）」</li> <li>・アンケート調査結果と課題等について</li> <li>・グループワーク</li> </ul>
12	14	木	第3回 自立支援協議会 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次障害者基本計画における施策の体系（案）</li> <li>・第3次障害者基本計画 「第3章 計画の基本的な考え方（案）」 「第4章 施策展開（案）」</li> <li>・グループワーク</li> </ul>
1	31	水	第4回 自立支援協議会 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次障害者基本計画素案検討</li> <li>・第7期障害福祉計画素案検討</li> <li>・第3期障害児福祉計画素案検討</li> <li>・第2期世羅町成年後見制度利用促進基本計画について</li> </ul>
2 ～ 3	16 ～ 4		パブリックコメ ント	≪公表場所≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>・世羅町役場本庁（閲覧室）</li> <li>・福祉課、せらにし支所</li> <li>・世羅町ホームページ</li> </ul>
3	18	月	第5回 自立支援協議会 代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案確認</li> <li>・令和5（2023）年度事業報告・令和6（2024）年度事業計画</li> <li>・グループホームについて</li> </ul>

## 2 世羅町自立支援協議会設置要綱

平成19年3月30日告示第90号

(目的及び設置)

第1条 この告示は、障害者（児）の支援に携わる関係者が協働して、福祉、医療、雇用、教育等の課題について協議し、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の構築に資するため、世羅町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項に関する協議及び調整を行うものとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性を確保するための調整
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (3) 虐待事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する協議
- (5) 世羅町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関すること。
- (7) その他地域生活支援体制構築に関する協議

(組織)

第3条 協議会の委員は、おおむね20人とする。

2 委員は、別表に掲げる関係機関及び関係者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第6条 協議会の会議（以下「代表者会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 代表者会議は、協議会が効果的に機能するよう、関係機関等との連絡調整を行う。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会等の設置)

第7条 会長は、所掌事務の円滑な執行を図るため、必要があると認めるときは、専門部会・個別ケース会議・その他の組織について、協議会に基づく組織として別に設置することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び第6条第4項により協議会に出席したものは、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。



(庶務)

第9条 代表者会議の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第95号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月19日告示第145号)

この告示は、平成24年6月19日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月12日告示第126号)

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月22日告示第188号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第61号)

この告示は、平成30年3月26日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日告示第125号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

世羅町自立支援協議会構成機関

区分	構成機関名
関係行政機関	保育所・小学校・中学校・特別支援学校 子育て支援センター 地域包括支援センター ハローワーク 就業・生活支援センター 世羅町(福祉課・子育て支援課) 世羅町教育委員会
関係法人	障害者(児)施設 社会福祉協議会 認定こども園
関係団体	障害者(児)関係団体 民生委員児童委員協議会 ボランティア連絡協議会 医療機関 サービス事業者 相談支援事業者 人権擁護委員 商工会 その他必要と認める機関等

### 3 世羅町自立支援協議会代表者会議委員名簿

No.	所属名	(職)	氏名
1	人権擁護委員		宗金 美恵
2	にしおおた保育所	所長	増谷 和子
3	甲山めぐみ認定こども園	園長	梶川 晴美
4	世羅小学校	校長	小川 美樹
5	甲山中学校	校長	西田 光也
6	三原特別支援学校	校長	松島 康浩
7	世羅町教育委員会学校教育課	課長	平尾 浩一
8	子育て支援課	課長	山名 智並
9	世羅町社会福祉協議会	会長	久保 辰昭
10	世羅町民生委員児童委員協議会 (高齢者・障害者福祉部会)	部会長	福永 洋子
11	公立世羅中央病院	副院長	門田 秀二
12	府中市立湯が丘病院	精神保健 福祉士	出木 めぐみ
13	社会福祉法人みつば会	理事長	松浦 邦夫
14	放課後等デイサービス かしわ	管理者	土谷 かおり
15	社会福祉法人若菜 せらの里	施設長	兼本 美帆
16	みどりの町障害者就業・ 生活支援センター	所長	岡田 雄幸
17	世羅町商工会	事務局長	西谷 寿生
18	尾道公共職業安定所	次長	武田 真典
19	世羅町身体障害者福祉協会	会長	北谷 正明
20	世羅町精神障害者家族会	会長	山本 育子
21	世羅町障害者の暮らしを考える会	会長	盛次 信晴

## 4 障害福祉サービス事業所

事業所名	住 所	電話番号 (0847)	対 象 者 等			
			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
相談支援						
みつば会相談支援事業所	寺町1568-2	22-3724	○	○	○	○
相談支援事業所かしわ	小世良82-2	090-6845-5951	-	-	-	○
せらの里相談支援事業所	川尻1288-1	22-0522	-	-	-	○
居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
世羅町社会福祉協議会訪問介護事業所	本郷939-1	22-3506	○	○	○	○
短期入所			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
みつば会短期入所事業所	本郷941	22-2728	○	○	○	○
グループホーム			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
グループホームきぼう	本郷941	22-2728	○	○	○	-
生活介護			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
障害福祉サービス事業所 せらの風	寺町1568-2	22-2715	○	○	○	-
就労継続支援B型			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
障害福祉サービス事業所 せらの風	寺町1568-2	22-2715	○	○	○	-
移動支援			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
世羅町社会福祉協議会 訪問介護事業所	本郷939-1	22-3506	○	○	○	○
日中一時支援			身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童
みつば会日中一時支援 事業所	寺町1568-2	22-2715	○	○	○	○
放課後等デイサービス かしわ	小世良82-2	090-6845-5951	-	-	-	○
障害児通所支援			児童発 達支援	放課後 等デイ	保育所 等訪問 支援	
児童発達支援事業所 すずらん	青近767	24-1500	○	○	○	
放課後等デイサービス ふわふわ	寺町1477-4	22-0082	-	○	-	-
放課後等デイサービス かしわ	小世良82-2	090-6845-5951	○	○	-	
せらの里	川尻1288-1	22-0522	○	○	-	

**世羅町**

**第3次障害者基本計画及び  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

発行年月 令和6(2024)年3月

発行 世羅町

編集 世羅町福祉課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷 947 番地  
TEL:0847-25-0072 FAX:0847-25-0070